

**【表紙】**

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年6月30日
【事業年度】	第29期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）
【会社名】	株式会社バルクホールディングス
【英訳名】	VLC HOLDINGS CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼CEO 石原 紀彦
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門四丁目1番40号
【電話番号】	03-4500-6500（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 高橋 恭一郎
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門四丁目1番40号
【電話番号】	03-4500-6500（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 高橋 恭一郎
【縦覧に供する場所】	株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号）

## 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

## (1) 連結経営指標等

回次	第25期	第26期	第27期	第28期	第29期
決算年月	2019年3月	2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年3月
売上高 (千円)	1,050,835	1,353,359	1,468,536	1,931,834	2,468,359
経常利益又は経常損失 ( ) (千円)	398,189	1,135,289	325,486	50,053	79,650
親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に帰属する当期純 損失 ( ) (千円)	411,150	1,320,025	434,509	38,536	67,928
包括利益 (千円)	408,018	1,323,199	437,882	49,140	51,085
純資産額 (千円)	1,441,740	198,567	130,475	364,541	546,534
総資産額 (千円)	1,961,544	934,054	646,730	1,020,479	1,093,099
1株当たり純資産額 (円)	160.38	20.86	11.72	30.34	43.62
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 ( ) (円)	49.43	146.44	40.94	3.33	5.57
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	-	-	-	3.26	5.49
自己資本比率 (%)	73.5	20.6	20.0	35.3	49.3
自己資本利益率 (%)	-	-	-	15.7	15.1
株価収益率 (倍)	-	-	-	92.5	43.3
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	290,592	337,563	125,791	105,701	34,803
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	886,728	37,632	110,673	168,702	14,489
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	1,090,034	212,961	273,106	261,129	1,810
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	322,361	160,127	196,768	183,493	205,618
従業員数 (人)	44	55	58	61	74
(ほか、平均臨時雇用者数)	(1)	(2)	(3)	(3)	(1)

- (注) 1 第25期、第26期及び第27期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
- 2 第25期、第26期及び第27期の自己資本利益率については、親会社株主に帰属する当期純損失であるため記載しておりません。
- 3 第25期、第26期及び第27期の株価収益率については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
- 4 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第28期の期首から適用しており、第28期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第25期	第26期	第27期	第28期	第29期
決算年月	2019年 3月	2020年 3月	2021年 3月	2022年 3月	2023年 3月
営業収益 (千円)	102,480	113,400	247,000	424,700	595,963
経常利益又は経常損失 ( ) (千円)	131,541	1,503,809	286,100	62,361	79,166
当期純利益又は当期純損失 ( ) (千円)	303,701	1,505,722	437,008	33,272	79,873
資本金 (千円)	667,751	705,218	892,657	983,208	10,000
発行済株式総数 (株)	8,984,000	9,230,900	11,055,500	11,859,000	12,348,900
純資産 (千円)	1,500,965	68,674	13,863	232,061	442,954
総資産 (千円)	1,701,564	583,887	464,218	716,187	826,004
1株当たり純資産額 (円)	166.97	6.79	1.17	19.17	35.24
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	-
(うち1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 ( ) (円)	36.51	167.04	41.17	2.88	6.54
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	2.81	6.46
自己資本比率 (%)	88.2	10.7	2.8	31.7	52.7
自己資本利益率 (%)	-	-	-	27.7	24.1
株価収益率 (倍)	-	-	-	107.1	36.8
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
従業員数 (人)	4	7	7	7	9
株主総利回り (%)	195.7	60.4	98.7	101.7	79.5
(比較指標: 配当込みTOPIX) (%)	(95.0)	(85.9)	(122.1)	(124.6)	(131.8)
最高株価 (円)	1,848	644	370	348	362
最低株価 (円)	219	165	163	222	210

- (注) 1 第25期、第26期及び第27期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
- 2 第25期、第26期及び第27期の自己資本利益率については、当期純損失であるため記載しておりません。
- 3 第25期、第26期及び第27期の株価収益率については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
- 4 最高株価及び最低株価は、2022年4月4日より名古屋証券取引所ネクスト市場におけるものであり、それ以前は名古屋証券取引所セントレックスにおけるものであります。
- 5 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第28期の期首から適用しており、第28期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標となっております。

## 2【沿革】

年月	事項
1994年9月	業務プロセスに関するコンサルティング事業及びマーケティングリサーチ事業を目的として千葉県佐倉市に株式会社バルクを設立
1995年12月	インターネットリサーチシステムを開発し、マーケティングリサーチサービスの提供を開始
1999年12月	自治体等向けに情報公開制度、個人情報保護等コンサルティングサービスの提供を開始
2000年1月	事業拡大に伴い東京都千代田区に本社を移転
2000年10月	株式会社ベル・マーケティング・サービスを株式取得により子会社化
2003年1月	プライバシーマーク認定取得支援サービスの提供を開始
2004年12月	ISMS認証取得支援サービスの提供を開始
2005年2月	事業拡大に伴い本社機能の一部を東京都中央区日本橋馬喰町に移転
2005年4月	株式会社バルクセキュアを子会社として設立
2005年6月	本店所在地を東京都中央区日本橋馬喰町に移転
2005年12月	名古屋証券取引所セントレックス（現・ネクスト市場）に株式を上場
2006年5月	日本データベース開発株式会社を株式取得により子会社化
2007年3月	分社型新設分割（物的分割）により、純粋持株会社体制に移行、新設分割設立会社の商号を「株式会社バルク」（現・連結子会社）とし、当社商号を「株式会社バルクホールディングス」に変更
2007年7月	株式会社アトラス・コンサルティングを子会社として設立
2008年3月	グループ経営の効率化を図るため、株式会社バルクと株式会社バルクセキュアを合併により統合（存続会社・株式会社バルク）
2008年12月	株式会社ベル・マーケティング・サービスの全株式を譲渡
2010年5月	株式会社ヴィオを株式取得により子会社化
2012年11月	株式会社アトラス・コンサルティングの株式を一部譲渡し、持分法適用関連会社化
2013年3月	マーケティング事業を展開する株式会社マーケティング・システム・サービス（現株式会社MSS・連結子会社）を株式取得及び株式交換により子会社化
2014年1月	株式会社ハウスバンクインターナショナルを株式交換により子会社化
2014年3月	日本データベース開発株式会社の全株式を譲渡
2017年3月	株式会社ハウスバンクインターナショナルの全株式を譲渡
2017年11月	イスラエルCyberGym Control Ltd.とサイバーセキュリティ分野における共同事業にかかる基本合意書を締結（同年12月に同社と独占的ライセンス契約を締結）
2018年1月	株式会社ヴィオの全株式を譲渡
2018年1月	サイバーセキュリティトレーニングサービス等を提供するため、CyberGym Control Ltd.との共同事業会社として米国子会社Strategic Cyber Holdings LLC（現・連結子会社）を設立
2018年9月	サイバーセキュリティ分野における戦略子会社として、株式会社CEL（現・連結子会社）を設立
2020年8月	Strategic Cyber Holdings LLCの国内及びアジア事業を移管するため、子会社株式会社サイバージムジャパン（現・連結子会社）を設立
2021年12月	本店所在地を東京都港区虎ノ門（所在地）に移転
2022年7月	マーケティング事業を統合するため、株式会社バルクのマーケティングリサーチ事業を分割し、株式会社マーケティング・システム・サービスが承継、株式会社マーケティング・システム・サービスの商号を株式会社MSSに変更

### 3【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、純粋持株会社である当社（株式会社バルクホールディングス）、連結子会社5社（株式会社バルク、株式会社MSS、株式会社CEL、株式会社サイバージムジャパン、Strategic Cyber Holdings LLC）で構成されており、セキュリティ事業及びマーケティング事業を主たる事業としております。

#### (1) セキュリティ事業

##### サイバーセキュリティソリューション

サイバーセキュリティトレーニング、トレーニングアリーナ提供、脆弱性診断サービス、情報漏えい調査を中心とするトータルサイバーセキュリティソリューションを提供しております。

（主な関係会社）株式会社サイバージムジャパン、株式会社CEL、株式会社バルク

##### 情報セキュリティコンサルティング

プライバシーマーク認定コンサルティングやISO27001（ISMS）認証コンサルティング等の取得・更新・運用支援をはじめとする情報セキュリティ強化のための各種コンサルティングサービスを提供しております。

（主な関係会社）株式会社バルク、株式会社サイバージムジャパン

#### (2) マーケティング事業

##### マーケティングリサーチ

新製品等開発のためのユーザーニーズ調査、ブランドイメージ調査、CS（顧客満足度）調査、ES（従業員満足度）調査、CM浸透度調査、Webサイト調査及びその他各種意識調査、並びにこれらに関する分析サービス等を提供しております。

インターネット調査、グループインタビュー調査、街頭調査及び訪問面接調査等の各種調査手法によるクライアントのニーズに合わせたオーダーメイド型の調査・分析サービスを特徴としております。

（主な関係会社）株式会社MSS

##### セールスプロモーション、広告代理

主に食品関連の小売業界、メーカー、物流企業に対して、各種セールス企画、キャンペーン企画及びその事務局運営、イベント企画、販促用フリーペーパーの企画制作、ノベルティ制作等の幅広い領域でセールスプロモーション活動の支援等を行っております。

（主な関係会社）株式会社MSS

##### SDGsソリューション

SDGsコンサルティング等のSDGs関連サービスを提供しております。

（主な関係会社）株式会社MSS

なお、当社は特定上場会社等に該当し、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準のうち、上場会社の規模との対比で定められる数値基準については連結ベースの計数に基づいて判断することとなります。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社バルク (注)3、5	東京都 港区	100,000 千円	セキュリティ事業	100.0	経営管理、業務受託、役員兼任 資金貸借
株式会社MSS (注)3、5	東京都 港区	10,000 千円	マーケティング事業	100.0	経営管理、業務受託、役員兼任 資金貸借
株式会社CEL (注)3	東京都 港区	46,155 千円	セキュリティ事業	100.0	経営管理、業務受託、役員兼任 資金貸借
株式会社サイバージムジャパン (注)3、5	東京都 港区	30,000 千円	セキュリティ事業	100.0	経営管理、業務受託、役員兼任 資金貸付
Strategic Cyber Holdings LLC (注)3、4	米国 デラウェア州	1,470 千米ドル	セキュリティ事業	100.0	経営管理、役員兼任、資金貸付

- (注)1 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。  
 2 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。  
 3 特定子会社であります。  
 4 債務超過会社で債務超過の額は、2023年3月末時点で910,335千円となっております。  
 5 売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)が連結売上高の10%を超える連結子会社は次のとおりであります。

	主要な損益情報等				
	売上高 (千円)	経常利益 (千円)	当期純利益 (千円)	純資産額 (千円)	総資産額 (千円)
株式会社バルク	644,802	17,265	14,669	130,972	466,371
株式会社MSS	962,932	11,114	2,458	148,789	338,285
株式会社サイバージムジャパン	1,040,383	22,963	22,797	16,756	481,728

## 5【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

2023年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)	
セキュリティ事業	34	(1)
マーケティング事業	31	(-)
全社(共通)	9	(-)
合計	74	(1)

- (注) 1 従業員数は、就業人員であり、従業員数欄の(外書)は、臨時従業員(パートタイマー、アルバイト)の当連結会計年度の平均雇用人員(1日8時間換算)であります。
- 2 全社(共通)は、特定のセグメントに区分できない管理部門の従業員であります。
- 3 従業員数が前連結会計年度末に比べ13名増加しておりますが、その主な理由は、事業拡大に伴う事業子会社の人員増加によるものであります。

### (2) 提出会社の状況

2023年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
9	45.1	5.2	7,770

セグメントの名称	従業員数(人)	
全社(共通)	9	(-)

- (注) 1 従業員数は、就業人員(当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向を含む。)であり、従業員数欄の(外書)は、臨時従業員(パートタイマー、アルバイト)の当連結会計年度の平均雇用人員(1日8時間換算)であります。
- 2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

### (3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

### (4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

提出会社及び連結子会社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

#### (1) 経営方針

当社グループは「価値創造」の企業理念に基づき、お客様に対する付加価値の高いソリューション提供を通じて企業価値の向上を図り、株主価値の最大化を目指してまいります。

#### (2) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、継続的な成長と収益力の向上に努め、時価総額の拡大を目指してまいります。また、売上高及び営業利益の中長期的な成長を重視するとともに、一定の財務健全性（自己資本比率）を維持しつつ資本効率（ROE）の向上を図ることを目標としております。

#### (3) 経営戦略

当社グループは、セキュリティ事業とマーケティング事業をコア事業と位置付けており、両事業の拡大が、当社グループのさらなる成長と発展を遂げるために不可欠と認識しております。

セキュリティ事業につきましては、サイバーセキュリティトレーニングサービス、脆弱性診断サービス及び情報セキュリティ認証コンサルティングを軸としたトータルセキュリティソリューションの提供による事業拡大を図るため、各ソリューションの強化に加え、新たなニーズに対応するサービスを随時提供してまいります。また、大幅に不足するサイバーセキュリティ人材を日本を中心とするアジア向けに供給するため、サイバーセキュリティトレーニング施設（以下、「サイバーアリーナ」といいます。）を国内各地及びその他アジア地域に増設するとともに、eラーニングやオンデマンド形式によるハイブリッド型トレーニングを拡充し、収益の拡大を目指します。

マーケティング事業につきましては、プロモーション事業とマーケティングリサーチ事業を引き続き拡大しつつ、有力なパートナーとの連携を深め、中堅・中小企業向けトータルマーケティングソリューションの提供体制を構築してまいります。また、各マーケティングソリューションとの親和性の高いSDGs事業の拡大を推進してまいります。

また、当社グループの中長期的な高成長の実現に向けて、オーガニックグロースに加え、新たな高収益モデルの確立を目指しております。これまでの先行投資によって構築したサービス提供体制、ブランド、豊富な顧客基盤などの事業基盤を活用することで、セキュリティ事業においては、自社プロダクトの開発、ホワイトハッカー人材の増強及びアジア展開を推進し、セキュリティ及びマーケティングの両事業において、グローバルでの高付加価値ソリューションの開発及び新技術の獲得などを推進してまいります。これらに加え、事業パートナーでもある投資先との最適な連携や経営支援等を通じて投資先の価値を高めるとともに、収益の拡大を図り、当社グループの企業価値最大化を目指します。

#### (4) 経営環境

当連結会計年度においても、新型コロナウイルス感染症が及ぼす影響の不確実性と不透明性が継続したものの、新しい生活様式の実践の定着や、感染予防と経済活動の両立への世界的な取組みにより、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が当社グループの業績に与える影響は低減しております。一方で、世界情勢の変化による急激な為替の変動、世界的な原材料価格の高騰や金融不安等を受けて、景況感の悪化傾向が続いております。

このような状況のなか、リモートワークの導入拡大やデジタルトランスフォーメーション（DX）の加速などにより、社会・経済活動の変化や技術革新等のアフターコロナを見据えた取組みの重要性が引き続き増しております。また、2015年9月の国連サミットで採択された世界共通の目標であるSDGs（持続可能な開発目標）に対する取組みの推進も重要な課題として浸透してきており、ダイバーシティ&インクルージョン（D&I）をはじめ、具体的な取組みも拡大・増加しております。

サイバーセキュリティ市場につきましては、猛威を振るう「Emotet」や大手企業を標的とするサプライチェーン攻撃、地政学的な緊張の高まりを受けた国家によるものなど高度化・多様化したサイバー攻撃の脅威が世界的に深刻化し、また、テレワークの急速な普及を狙ったサイバー攻撃も急増していることなどから、セキュリティ対策需要は引き続き拡大傾向にあります。今後も、IoTデバイスやOT環境を狙った攻撃、社会的・政治的な攻撃などに加えて、ChatGPTを始めとする生成AIの普及によって、より巧妙なサイバー攻撃が世界的に急増することが想定され、同市場は中長期的な拡大が見込まれます。実際に警察庁が公表した資料によれば、2021年のサイバー犯罪の国内検挙件数は前年比23.6%増の12,209件となり、はじめて1万件を超え、2022年も12,369件と高い水準で推移しております。このようなサイバー空間における脅威の高まりを受けて、中央省庁による連名での対策強化の呼び掛けが行われるとともに、警察法改正案が成立・施行され、2022年4月にサイバー警察局が発足しました。また、国家安全保障戦略などの防衛3文書のうち新たな防衛力整備計画では、2023年度以降の5年間でサイバー領域における能力強化にも1兆円が配分される予定です。

マーケティング市場につきましても、ビッグデータ・人工知能(AI)・IoT等の技術革新が進み、DXやメタバースによる新たな事業機会の可能性が顕在化するとともに、SDGsの具現化に向けた事業機会も顕在化しております。

#### (5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

2023年3月期においては、サイバーセキュリティ分野での事業基盤構築と収益化がさらに進捗し、また、ソリューションや営業力の強化などを通じて既存事業も引き続き堅調に推移したことから、連結ベースで売上高2,468百万円(前期比27.8%増)、営業利益82百万円(前期比18.0%増)、経常利益79百万円(前期比59.1%増)、親会社株主に帰属する当期純利益67百万円(前期比76.3%増)を計上し、前期の増収・黒字転換に続き、増収増益となりました。当社グループは、これまでの先行投資の成果をさらなる成長の実現と収益力の向上に結び付けるため、上記「(3)経営戦略」に記載の諸施策を推進いたします。

一方で人材不足の深刻化が進んでおり、拡大するサイバーセキュリティ市場を取り込むためには、多くの高度セキュリティ・IT人材の確保が不可欠であることから、当社グループで運営・提供するサイバーアーリーナの活用を含め最適な人材戦略の策定・実行に努めます。また、急拡大する生成AIについて、事業化や業務利用の可能性を適宜模索してまいります。

## 2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

### (1) ガバナンス

当社グループは、サステナビリティに関する重要課題について、経営方針等の最重要事項は、リスクマネジメント委員会や経営会議の審議を経て、取締役会にて審議し決定しております。リスクマネジメント委員会、経営会議及び取締役会にて決定された方針等に基づき、SDGs推進部、HR推進部及びコーポレートサービス部で構成されるSDGs推進チームのもと、具体的な対応や取り組みの検討を行い実行しております。

各会議体の活動の詳細は、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの概要 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由」に記載のとおりです。

### (2) 戦略

当社グループは、SDGs推進チームを中心として、当社グループの認識するサステナビリティに関する重要課題に対する活動を推進しております。

環境面に関しては、オフィス内での省エネ対策を推進し、紙や電気の使用節減やリデュース、リユース、リサイクルの推進による廃棄物の削減を徹底し、環境負荷の低減に努めております。また、リモートワーク制度の導入により、オフィスへの通勤等による温室効果ガス排出量の軽減へとつなげてまいります。

社会に対しては、セキュリティ事業の展開を通じて、経済・社会活動や情報資産をサイバー攻撃の脅威から保護するとともに、マーケティング事業のサービスにおいて、主に中堅・中小企業のSDGs経営を支援しております。

人的資本に関しては、多様な人材が輝ける企業グループを目指し、ダイバーシティ採用を推進し、リファラル採用制度・ジョブリターン制度等を導入しております。また、重要な経営資源である社員が常に将来を見据え、新しい目標にチャレンジできる環境、成長と自己実現を果たせる機会、働きやすい環境を提供し、各々の豊かさや成長を実現するため、公平で透明性の高い人事制度、グループ内ジョブポスティング、FA制度、オンラインとオフラインを融合した勤務制度等を導入・運用しております。人材育成にも注力しており、セキュリティエンジニアの育成においては、当社グループが運営するサイバーアーリーナを活用しております。2023年3月期においては、これらの取り組みが評価され、「PRIDE指標2022」において最高評価のゴールド認定を取得し、「D&I AWARD 2022」において、中小企業部門D&Iアワード賞を受賞いたしました。

### (3) リスク管理

当社グループでは、リスクマネジメント委員会及びコンプライアンス委員会において、事業継続、コンプライアンス、その他事業運営上のリスク等について、より実効性の高いリスクマネジメントを図っております。

詳細は、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの概要 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由」に記載のとおりです。

### (4) 指標及び目標

当社グループでは、上記「(2)戦略」に記載のとおり、ダイバーシティ採用を推進しており、従来から性別、国籍、新卒・中途の別にかかわらず採用活動を行い、能力・適性に応じて管理職に登用することを方針としているため、女性や外国人労働者の採用・登用目標等は設定しておりません。

今後も当社グループは、社員全員が能力を最大限発揮でき、働きやすい職場環境をつくり、社員の行動変革につなげていくことを実現すべく、性別、国籍、新卒・中途の別、障害の有無にかかわらず、社員の採用・成長を支援してまいります。

なお、上記のとおり、目標としては設定しておりませんが、当社グループの女性管理職比率は25.6%となっております。

### 3【事業等のリスク】

当社グループの事業、経営成績に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。なお、文中における将来に関する事項は当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

#### 1．関連する法的規制について

当社グループは、事業活動において様々な法的規制等の適用を受けております。そのため、これらの法的規制等が変更又は新設された場合や当社グループがこれらの法的規制等に抵触した場合、当社グループの事業運営並びに財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### 2．M&Aについて

当社グループは、スピード感を伴う成長戦略の実現手段としてM&Aを有効な手段として位置付けており、主に既存事業との間でのシナジー効果が中期的に見込まれる事業領域への取り組みを行うことで、事業拡大及び企業価値の最大化を実現していくことを目指しております。当社グループでは、企業買収等を行う際、事前にリスクを把握・回避するために、対象となる企業の財務内容や事業についてデューデリジェンスを実施しております。しかしながら、買収後に予期せぬリスクが発覚したり、事業環境や競合状況の変化等が生じることにより、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### 3．人材について

当社グループは、人的財産を重要な経営資源として位置付けております。高付加価値サービスの維持継続のためには優秀な人材の確保・育成とその能力を引き出す制度・環境の整備が重要と考えており、知識・経験の豊富な人材の中途採用や社内研修のほか、人材育成のための人事制度および労働環境の整備に取り組んでおります。しかしながら、人材の確保・育成が想定どおりに進まなかった場合、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### 4．投資について

当社は純粋持株会社として事業子会社の所有を通じて当社グループの企業価値を最大化することを目的としており、将来の事業機会を睨みその他事業会社等への投資を行う可能性もあります。これらの事業子会社又はその他投資先の業績悪化や破産等の事象が発生した場合、会計上の減損処理が必要となったり、投資金額が回収不能となる可能性があり、また、市場価格のない株式等以外の株式については時価の変動により、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### 5．与信管理について

当社グループは、債権の回収不能リスクを低減するため、情報収集・与信管理等、債権保全に注力しておりますが、予期せぬ取引先の経営破綻が発生した場合には、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### 6．減損会計適用の影響について

当社グループは様々な有形・無形の固定資産を所有しております。こうした資産は、時価の下落や期待通りのキャッシュ・フローを生み出さない状況になるなど、その収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなることで減損処理が必要となる場合があり、かかる減損損失が発生した場合、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### 7．小規模組織であることについて

2023年3月31日現在における当社グループ組織は、役員及び従業員を合計して84名と小規模であり、内部管理体制に関してもこのような規模に応じたものとなっております。

今後、事業の拡大に伴い人員増強を図るとともに人材育成に注力し、内部管理体制の一層の強化を図っていく方針ではありますが、これらの施策が適時適切に行えなかった場合には、当社グループの事業展開及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 8．ハザードリスクについて

当社グループでは、大規模な自然災害などの事態が発生した場合に備えて緊急時対応規程、事業継続管理規程を制定し、緊急時体制や対応方針および円滑な事業継続に向けての体制などの構築に取り組んでおりますが、想定を超える広域災害等によりオフィスや人員等の経営資源に大きな損害が発生した場合、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### 9．情報セキュリティリスクについて

当社グループは、データの漏洩、滅失及び棄損等のリスクに備えるため、ファイアーウォールシステムの構築、適切なアクセス管理、24時間体制のサーバー監視、定期的なデータバックアップ等の保全策を実施しております。

しかしながら、自然災害、事故、盗難、紛失、不正アクセスやコンピューターウィルス、システムの誤作動等の要因によって、データの漏洩・破壊やコンピューターシステムの利用が不可能になるなどの事態が発生した場合には、サービス提供に支障が生じる可能性があります。

また、万一、個人情報・機密情報の漏洩や不正アクセス等の事態が生じた場合には、損害の補償・回復措置その他の対応を行うことが必要となる可能性が生ずるととどまらず、当社グループのコア事業であるセキュリ

ティ事業に対する信頼が著しく損なわれ、事業遂行や当社グループの業績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

#### 10. 知的財産権について

当社グループは、第三者の知的財産権を侵害することがないように十分に留意したうえで事業遂行しておりますが、特に登録が義務付けられていない著作権に関して権利の存在に対する認識を欠いたり、知的財産権の内容や効力が及ぶ範囲、知的財産権の成立の有効性について見解が異なること等により、結果的に当社グループが第三者の知的財産権を侵害することになる可能性は皆無ではありません。

このような場合、当該第三者より損害賠償、使用差止め等の請求を受けたり、訴えを提起されたりする可能性や当該知的財産権につき必要なライセンスが受けられなかったり、ライセンスに対して高額の対価の支払い義務を負う等の事態が発生し、当社グループの事業遂行や業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### 11. 品質管理について

当社グループは、製品・サービスの品質管理には万全を期しておりますが、想定範囲を超える契約不適合責任等が発生した場合には、多額の費用発生や当社グループの評価を大きく毀損することとなり、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### 4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度においても、新型コロナウイルス感染症が及ぼす影響の不確実性と不透明性が継続したものの、新しい生活様式の実践の定着や、感染予防と経済活動の両立への世界的な取組みにより、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が当社グループの業績に与える影響は低減いたしました。一方で、世界情勢の変化による急激な為替の変動、世界的な原材料価格の高騰や金融不安等を受けて、景況感の悪化傾向が続いております。

このような状況のなか、リモートワークの導入拡大やデジタルトランスフォーメーション（DX）の加速などにより、社会・経済活動の変化や技術革新等のアフターコロナを見据えた取組みの重要性が引き続き増しております。また、2015年9月の国連サミットで採択された世界共通の目標であるSDGs（持続可能な開発目標）に対する取組みの推進も重要な課題として浸透してきており、ダイバーシティ&インクルージョン（D&I）をはじめ、具体的な取組みも拡大・増加しております。

サイバーセキュリティ市場につきましては、猛威を振るう「Emotet」や大手企業を標的とするサプライチェーン攻撃、地政学的な緊張の高まりを受けた国家によるものなど高度化・多様化したサイバー攻撃の脅威が世界的に深刻化し、また、テレワークの急速な普及を狙ったサイバー攻撃も急増していることなどから、セキュリティ対策需要は引き続き拡大傾向にあります。今後も、IoTデバイスやOT環境を狙った攻撃、社会的・政治的な攻撃などに加えて、ChatGPTを始めとする生成AIの普及で、より巧妙なサイバー攻撃が世界的に急増することが想定され、同市場は中長期的な拡大が見込まれます。実際に警察庁が公表した資料によれば、2021年のサイバー犯罪の国内検挙件数は前年比23.6%増の12,209件となり、はじめて1万件を超え、2022年も12,369件と高い水準で推移しております。このようなサイバー空間における脅威の高まりを受けて、中央省庁による連名での対策強化の呼び掛けが行われるとともに、警察法改正案が成立・施行され、2022年4月にサイバー警察局が発足しました。また、国家安全保障戦略などの防衛3文書のうち新たな防衛力整備計画では、2023年度以降の5年間でサイバー領域における能力強化にも1兆円が配分される予定です。

マーケティング市場につきましても、ビッグデータ・人工知能（AI）・IoT等の技術革新が進み、DXやメタバースによる新たな事業機会の可能性が顕在化するとともに、SDGsの具現化に向けた事業機会も顕在化しております。

このような経営環境の下で、当社グループは、顧客ニーズに沿った最適なソリューション提供による受注拡大に注力いたしました。また、収益の最大化を目指し、ソリューションの開発・強化に注力するとともに、アップセル・クロスセル戦略、官民の多様なパートナーや顧客獲得などに加え、重点戦略分野であるサイバーセキュリティ分野、マーケティング分野及びこれらの関連分野における最先端の情報・技術・ノウハウの獲得並びに事業パートナーとの関係強化を推進いたしました。

これらの取組みにより、セキュリティ事業及びマーケティング事業とも売上高が拡大するとともに、受注面においても概ね好調又は堅調に推移し、新規ソリューションの収益化とパイプラインの拡大が順調に進捗いたしました。また、費用面では、先行投資として、セキュリティ事業において、良好な事業環境を背景に人材の前倒し確保を進めたことで採用コスト・人件費が増加したほか、両事業において、自社プロダクトを含む新規ソリューションの開発及びマーケティングにかかる戦略的な投資費用が増加いたしました。

なお、事業のスピード化・効率化、マーケティング拠点としての活用、事業間連携や人材交流の活性化によるシナジー効果の創出などを目指して2021年12月に実施したグループ拠点の移転・統合も効果が引き続き顕在化しております。また、事業の一体化、スピード化及び効率化、分析・戦略立案から実行・グロース・改善までをカバーするトータルマーケティングソリューション提供並びに自社プロダクト創出などのシナジー効果の発揮を目的として、事業子会社2社において展開するマーケティング事業を統合するため、株式会社バルクのマーケティングリサーチ事業を2022年7月1日に分割し、株式会社マーケティング・システム・サービスがこれを承継、加えて分割承継会社となる株式会社マーケティング・システム・サービスの商号を「株式会社MSS」に変更いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は2,468百万円（前期比27.8%増）と前期に続き大幅増収となりました。また、良好な事業環境を背景として人材の前倒し確保を進めたことによる採用コストや人件費の増加、新規ソリューション開発費用などの戦略的な投資費用も吸収し、営業利益82百万円（前期比18.0%増）、経常利益79百万円（前期比59.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益67百万円（前期比76.3%増）と各段階利益のいずれも増益となりました。

##### (1) 事業別概況

セグメント別の営業状況（セグメント間の内部取引消去前）は、次のとおりであります。

##### （セキュリティ事業）

サイバートレーニングソリューションについては、当期においてもトレーニング施設『CYBERGYMアリーナ』を日本橋（東京都）等に新設し、CYBERGYMアリーナ網を更に拡大いたしました。同ソリューションを提供する事業子会社の株式会社サイバージムジャパン（以下、「サイバージムジャパン」といいます。）は、業界内でのブランド構築や地位向上もあり、令和4年度「防衛装備品製造過程等におけるサイバーセキュリティ対策強化事業」など官公庁や大手企業を始めとする様々な新規顧客からの大型案件が増加し、併せて継続的な受注やストック型の収益も拡大いたしました。アジアにおいてもフィリピンやタイでのトレーニング提供を開始するなど事業化が進捗いたしました。2022年12月には丸紅株式会社（東京都千代田区、代表取締役社長 柿木真澄）が、当社の共同事業パートナーであるCyberGym Control Ltd.（イスラエル ハデラ市、CEO Ofir Hason）

へ出資参画し、サイバージムジャパンを含む3社間でアジア諸国における重要インフラ事業者及び製造業向けOTセキュリティ分野にて協業することで合意し、これを推進いたしました。

セキュリティ診断・調査ソリューションについては、セキュリティ対策ニーズの高まりを受け、売上・受注とも好調に推移いたしました。そのなかでも、AIを応用した『ImmuniWeb®AI Platform』の引き合いが引き続き強く、従来の脆弱性診断・ペネトレーションテスト（侵入テスト）ソリューションに加え、サイバー犯罪の急増を背景として、2021年にリリースしたダークウェブ等調査『ImmuniWeb®Discovery』の受注・引き合いも拡大いたしました。今後は、ImmuniWeb®シリーズのラインナップ増加を含め、更なる高付加価値ソリューションの拡充を図るとともに、Capture The Flag（CTF）の主催や参加などを通じて業界内での地位を高め、拡大する需要を取り込むためにホワイトハッカー人材の増強を推進いたします。

情報セキュリティ規格（プライバシーマーク、ISO27001等）のコンサルティングサービスについては、自社開発のITツール「V-Series」の活用などを通じた競合他社との差別化や協業先との連携強化により、新規取得案件、更新案件ともに引き続き堅調に推移いたしました。このコンサルティングサービスによる事業基盤を各種サイバーセキュリティソリューションの展開に活用するとともに、同サービスと連携したサイバーリスクを可視化するセキュリティリスク分析サービス『V-sec』の新規領域への提供や、2022年4月1日の個人情報保護法の改正法施行に伴い拡大する事業機会の獲得に注力いたしました。また、当社グループ各社の保有する販売チャネル、セキュリティソリューションの相互活用を強力に推進し、相互連携による受注も拡大いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は1,459百万円（前期比47.0%増）と前期に続き大幅増収となりました。

#### （マーケティング事業）

マーケティングリサーチ部門、セールスプロモーション・広告代理部門とも中長期的な安定収益の確保及び成長の実現を目指し、引き続き、きめ細かい対応と最適なソリューション提供を通じたターゲット顧客との強固かつ広範な関係構築を推進いたしました。また、リサーチコンサルティング（オーダーメイド型の調査企画・設計・分析・実査）による顧客のマーケティング戦略や事業戦略上の課題解決の支援に注力するとともに、顧客のプロモーション活動を総合的にバックアップするため、常に最新のトレンドやマーケットニーズを見極めながら、最新のSPツールや長期にわたる企画・制作・編集実績を活かし、顧客企業と消費者の双方のニーズを満たす効果的な広告や販促プランの提案に努めました。これらの従来からの取組みに加え、オリジナルソリューションの開発、外部企業との連携及びSDGsの具現化に向けたダイバーシティソリューション提供などを推進するとともに、需要回復傾向が顕著になっているアフターコロナにも備えてインバウンドマーケティング・越境ECサービスなどのグローバルマーケティングの提供体制も構築しております。

受注面では、両部門において、デジタルマーケティング関連の受注が拡大し、新規顧客の開拓が順調に進捗しました。マーケティングリサーチ部門では、主要顧客を中心とした複数案件化が成果を見せ始めたことや、非対面リサーチの普及などにより、リサーチ業務の受託が堅調に推移したほか、カスタマーエクスペリエンス（CX）の最適化に向けた各種ソリューションの提供を本格化いたしました。セールスプロモーション・広告代理部門においても、きめ細かい対応と新規提案によって、主要顧客である大手小売りチェーンや大手食品メーカーからのデジタルマーケティング関連の受注が拡大したほか、マーケティング支援ソリューションとしてのVRサイト等商品流通チャネルの構築や、SDGsソリューションの開発を引き続き推進いたしました。また、当社グループがSDGs推進の一環として取り組んでいるD&I（ダイバーシティ&インクルージョン）にかかる様々な施策が評価され、「D&I AWARD 2022」において、『中小企業部門 D&I アワード賞』を受賞いたしました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は1,022百万円（前期比6.5%増）となりました。

生産、受注及び販売の実績は、次のとおりであります。

生産実績

当社グループは生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

受注実績

当連結会計年度におけるセキュリティ事業の受注実績は、次のとおりであります。なお、マーケティング事業の受注実績は、概ね受注から納品までの期間が短く、受注管理を行う必要性が乏しいため記載を省略しております。

セグメントの名称	受注高（千円）	受注残高（千円）
セキュリティ事業	1,455,389	421,444

（注）セグメント間取引については、相殺消去しております。

販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	増減	
	金額 (千円)	金額 (千円)	金額 (千円)	前年同期比 (%)
セキュリティ事業	971,855	1,459,458	487,603	50.2
マーケティング事業	959,978	1,008,901	48,922	5.1
合計	1,931,834	2,468,359	536,525	27.8

（注）1 セグメント間取引については、相殺消去しております。

2 最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)		当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	
	販売高（千円）	割合（%）	販売高（千円）	割合（%）
株式会社アクト	161,498	8.4	320,405	13.0
株式会社マルエツ	345,789	17.9	176,941	7.2

(2) 財政状態

当連結会計年度末の総資産は、前連結会計年度末に比べて72百万円増加し、1,093百万円となりました。

流動資産は、前連結会計年度末に比べて87百万円増加し、865百万円となりました。これは、受取手形、売掛金及び契約資産が148百万円増加した一方で、商品及び製品が20百万円、その他に含まれる前渡金が16百万円、短期貸付金が14百万円減少したことなどによります。

固定資産は、前連結会計年度末に比べて16百万円減少し、220百万円となりました。これは、投資有価証券が21百万円増加した一方で、有形固定資産が14百万円、敷金及び保証金が12百万円減少したことなどによります。

流動負債は、前連結会計年度末に比べて81百万円減少し、483百万円となりました。これは、賞与引当金が33百万円増加した一方で、短期借入金が66百万円、1年内返済予定の長期借入金が30百万円減少したことなどによります。

固定負債は、前連結会計年度末に比べて28百万円減少し、63百万円となりました。これは、長期借入金が27百万円減少したことなどによります。

純資産は、前連結会計年度末に比べて181百万円増加し、546百万円となりました。これは、資本金及び資本剰余金が新株式の発行及び新株予約権の行使により、それぞれ63百万円増加し、親会社株主に帰属する当期純利益の計上により、利益剰余金が67百万円増加したことなどによります。なお、2023年3月25日を効力発生日として、資本金の額1,047百万円のうち1,037百万円を減少し、減少後の資本金を10百万円とし、資本準備金の額1,458百万円のうち1,113百万円を減少し、減少後の資本準備金を345百万円とし、それぞれの減少額全額をその他資本剰余金に振り替え、また、増加後のその他資本剰余金のうち2,150百万円を繰越利益剰余金に振り替えることで、欠損填補に充当しております。

以上の結果、自己資本比率は前連結会計年度末の35.3%から49.3%となり、1株当たり純資産額が30円34銭から43円62銭となりました。

(3) キャッシュ・フロー

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下、「資金」といいます。）は、前連結会計年度末に比べ22百万円増加し、205百万円となりました。なお、2023年4月末における資金の残高は377百万円となっております。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

[営業活動によるキャッシュ・フロー]

営業活動の結果、得られた資金は34百万円となりました。主な増加要因は税金等調整前当期純利益79百万円、減価償却費41百万円、棚卸資産の減少26百万円、賞与引当金の増加33百万円、主な減少要因は売上債権の増加148百万円であります。

[投資活動によるキャッシュ・フロー]

投資活動の結果、使用した資金は14百万円となりました。主な増加要因は敷金及び保証金の回収による収入19百万円、主な減少要因は有形固定資産の取得による支出13百万円、無形固定資産の取得による支出17百万円であります。

[財務活動によるキャッシュ・フロー]

財務活動の結果、得られた資金は1百万円となりました。主な増加要因は株式の発行による収入125百万円、主な減少要因は短期借入金の減少額66百万円、長期借入金の返済による支出57百万円であります。

(4) 資本の財源及び資金の流動性について

当連結会計年度のキャッシュ・フローの状況につきましては、第2「事業の状況」4「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」(3) キャッシュ・フローに記載のとおりであります。また、キャッシュ・フロー関連指標の推移は、次のとおりであります。

	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期
自己資本比率（％）	73.5	20.6	20.0	35.3	49.3
時価ベース自己資本比率（％）	271.6	180.9	511.1	357.9	272.3
キャッシュ・フロー対有利子負債比率（年）	-	-	-	-	1.0
インタレスト・カバレッジ・レシオ（倍）	-	-	-	-	30.4

(注) 1 自己資本比率：自己資本 / 総資産

時価ベースの自己資本比率：株式時価総額 / 総資産

キャッシュ・フロー対有利子負債比率：有利子負債 / キャッシュ・フロー

インタレスト・カバレッジ・レシオ：キャッシュ・フロー / 利払い

2 各指標は、いずれも連結ベースの財務数値により計算しております。

3 株式時価総額は自己株式を除く発行済株式数をベースに計算しております。

4 キャッシュ・フローは、営業キャッシュ・フローを利用しております。

5 有利子負債は連結貸借対照表に計上されている負債のうち利子を支払っているすべての負債を対象としております。

6 2019年3月期、2020年3月期、2021年3月期及び2022年3月期につきましては、営業活動によるキャッシュ・フローがマイナスのため、キャッシュ・フロー対有利子負債比率及びインタレスト・カバレッジ・レシオの表示はしていません。

(5) 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて作成されております。この連結財務諸表の作成にあたり、経営者による会計方針の選択、適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額並びに開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績及び現状等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性を伴うため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社の連結財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1) 連結財務諸表注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4. 会計方針に関する事項」に記載しております。

連結財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは以下のとおりであります。

繰延税金資産の回収可能性

当社グループは、繰延税金資産について、将来の利益計画に基づいた課税所得が十分に確保できることや、回収可能性があると判断した将来減算一時差異等について繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の回収可能性は、将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じ減少した場合、繰延税金資産が減額され税金費用が計上される可能性があります。

固定資産の減損処理

当社グループは、固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。減損の兆候の把握、減損損失の認識及び測定に当たっては慎重に検討しておりますが、事業計画や市場環境の変化により、その見積り額の前提とした条件や仮定に変更が生じ減少した場合、減損処理が必要となる可能性があります。

投資有価証券の評価

当社グループは、市場価格のない株式等については、実質価額が著しく低下した場合は、回収可能性を考慮して減損処理を行っております。

5 【経営上の重要な契約等】

当該連結会計年度において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

- (1) 重要な設備の新設  
該当事項はありません。
- (2) 重要な設備の除却等  
該当事項はありません。

#### 2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

##### (1) 提出会社

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額		従業員数 (人)
			建物及び構築物 (千円)	工具、器具及び備品 (千円)	
本社 (東京都港区)	共通	本社設備	16,884	14,499	9 (-)

- (2) 国内子会社  
該当事項はありません。
- (3) 在外子会社  
該当事項はありません。

#### 3【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末において計画中である重要な設備の新設、除却等はありません。

## 第4【提出会社の状況】

## 1【株式等の状況】

## (1)【株式の総数等】

## 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	25,288,000
計	25,288,000

## 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2023年3月31日)	提出日現在発行数 (株) (2023年6月30日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	12,348,900	12,394,500	名古屋証券取引所 ネクスト市場	単元株式数は100株であります。
計	12,348,900	12,394,500	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、2023年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

## (2)【新株予約権等の状況】

## 【ストックオプション制度の内容】

## 第8回新株予約権

決議年月日	2021年6月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3名
新株予約権の数(個)	3,210[2,754](注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 321,000[275,400](注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	242.6(注)2
新株予約権の行使期間	自 2021年7月13日 至 2025年7月11日
新株予約権の行使により新株を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 242.61 資本組入額(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

2022年6月14日に決定した新株式並びに第10回、第11回及び第12回新株予約権の発行に係る払込金額が、新株予約権の発行要項における行使価額の調整に関する事項に定める時価を下回るため、2022年6月30日以降の行使価額等が調整されております。

当事業年度の末日(2023年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2023年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1 本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下「付与株式数」という。)は、100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の分割(無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式の併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記に掲げた事由によるほか、付与株式数の調整をすることが適切な場合には、当社は、取締役会決議により、必要と認める調整を行うものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

2 当社は、本新株予約権の発行後、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり行使価額を調整する。

- (1) 普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

- (2) 普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} + 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「1株当たり払込金額」を「1株当たりの処分金額」、「新規発行前の1株当たりの時価」を「自己株式処分前の1株当たりの時価」に読み替えるものとする。

- (3) 上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割、株式交換、株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

### 3 新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

### 4 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、本新株予約権の行使期間内の各月において新株予約権者ごとに定める数の本新株予約権を行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。  
当社が上場廃止となる場合、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これらに準ずる倒産処理手続開始の申立てがなされる場合、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合  
その他上記に準じ、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
- (2) 本新株予約権の権利行使期間の満了日前に新株予約権者が死亡した場合、相続人は本新株予約権を承継することができない。
- (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (4) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- (5) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。但し、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

### 5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合、当該組織再編行為の効力発生日の時点において行使されておらず、かつ、当社より取得されていない本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を有する本新株予約権者に対し、当該新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イ乃至ホに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。但し、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)1に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される本新株予約権の目的である再編対象会社の株式数を乗じた額とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記表中に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記表中に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記表中に定める新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定する。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の承認を要するものとする。
  - (8) その他新株予約権の行使の条件  
上記(注)4に準じて決定する。
  - (9) 新株予約権の取得事由及び条件  
残存新株予約権に定められた事項に準じて決定する。
  - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
- 6 本新株予約権は、新株予約権1個につき1円で有償発行している。

第9回新株予約権

決議年月日	2021年6月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1名
新株予約権の数(個)	6,072(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 607,200(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	254.4(注)2
新株予約権の行使期間	自 2021年7月13日 至 2031年7月11日
新株予約権の行使により新株を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 255.4 資本組入額(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

2022年6月14日に決定した新株式並びに第10回、第11回及び第12回新株予約権の発行に係る払込金額が、新株予約権の発行要項における行使価額の調整に関する事項に定める時価を下回るため、2022年6月30日以降の行使価額等が調整されております。

当事業年度の末日(2023年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2023年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

注)1 本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下「付与株式数」という。)は、100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の分割(無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式の併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記に掲げた事由によるほか、付与株式数の調整をすることが適切な場合には、当社は、取締役会決議により、必要と認める調整を行うものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

2 当社は、本新株予約権の発行後、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり行使価額を調整する。

(1) 普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

(2) 普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} + 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「1株当たり払込金額」を「1株当たりの処分金額」、「新規発行前の1株当たりの時価」を「自己株式処分前の1株当たりの時価」に読み替えるものとする。

(3) 上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割、株式交換、株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3 新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、割当日から本新株予約権の行使期間中に当社株価の終値の連続する21日間の平均値が一度でも行使価額に40%を乗じた価額を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

当社が上場廃止となる場合、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これらに準ずる倒産処理手続開始の申立てがなされる場合、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合

その他上記に準じ、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

- (2) 本新株予約権の権利行使期間の満了日前に新株予約権者が死亡した場合、相続人は本新株予約権を承継することができない。
- (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (4) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- (5) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。但し、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合、当該組織再編行為の効力発生日の時点において行使されておらず、かつ、当社より取得されていない本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を有する本新株予約権者に対し、当該新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イ乃至ホに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。但し、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)1に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される本新株予約権の目的である再編対象会社の株式数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記表中に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記表中に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記表中に定める新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記(注)4に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件付新株予約権に定められた事項に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

6 本新株予約権は、新株予約権1個につき100円で有償発行している。

第10回新株予約権

決議年月日	2022年6月14日
-------	------------

付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 3名
新株予約権の数（個）	11,241（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 1,124,100（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	277（注）2
新株予約権の行使期間	自 2022年7月1日 至 2032年6月30日
新株予約権の行使により新株を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 277 資本組入額（注）3
新株予約権の行使の条件	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5

新株予約権の発行時（2022年6月30日）における内容を記載しております。

当事業年度の末日（2023年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2023年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1 本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は、100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記に掲げた事由によるほか、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で付与株式数は適切に調整されるものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

2 当社は、本新株予約権の発行後、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり行使価額を調整する。

（1）当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

（2）当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により、行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} + 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

（3）当社が他社と合併する場合、会社分割、株式交換、株式交付を行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3 新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額

（1）本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

（2）本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記（1）記載の資本金等増加限度額から、上記（1）に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4 新株予約権の行使の条件

（1）新株予約権者は、割当日から本新株予約権の行使期間中に当社株価の終値の連続する21日間の平均値が一度でも行使価額に40%を乗じた価額を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

当社が上場廃止となる場合、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これらに準ずる倒産処理手続開始の申立てがなされる場合、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合

その他上記に準じ、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

- (2) 本新株予約権の権利行使期間の満了日前に新株予約権者が死亡した場合、相続人は本新株予約権を承継することができない。
- (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (4) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- (5) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。但し、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

#### 5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合、当該組織再編行為の効力発生日の時点において行使されておらず、かつ、当社より取得されていない本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を有する本新株予約権者に対し、当該新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イ乃至ホに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。但し、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後行使価額に上記に従って決定される本新株予約権の目的である再編対象会社の株式数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記表中に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記表中に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記表中に定める新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

上記(注)4に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件存新株予約権に定められた事項に準じて決定する。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

#### 6 本新株予約権は、新株予約権1個につき1円で有償発行している。

#### 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

第7回新株予約権（2021年7月12日発行）

決議年月日	2021年6月24日
新株予約権の数（個）	9,145（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 914,500（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	218.3（注）2
新株予約権の行使期間	自 2021年7月12日 至 2025年7月11日
新株予約権の行使により新株を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 222.8 資本組入額（注）3
新株予約権の行使の条件	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

2022年6月14日に決定した新株式並びに第10回、第11回及び第12回新株予約権の発行に係る払込金額が、新株予約権の発行要項における行使価額の調整に関する事項に定める時価を下回るため、2022年6月30日以降の行使価額等が調整されております。

当事業年度の末日（2023年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2023年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1 本新株予約権の目的となる株式の種類と数

（1）本第7回新株予約権の目的となる株式の種類及び総数は、当社普通株式944,500株（本第7回新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は100株）とする。但し、下記（2）乃至（4）により割当株式数が調整される場合には、本第7回新株予約権の目的となる株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整される。

（2）当社が下記（注）2の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、下記（注）2に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

（3）調整後割当株式数の適用開始日は、下記（注）2（3）及びによる行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

（4）割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本第7回新株予約権を有する者（以下、「本第7回新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、下記（注）2（3）（ ）の場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

2 新株予約権の行使時の払込金額

（1）本第7回新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

（2）本第7回新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下、「行使価額」という。）は、222.3円とする。但し、行使価額は（3）に定める調整を受ける。

（3）行使価額の調整

当社は、本第7回新株予約権の発行後、下記に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{1 \text{株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

( )本項 ( )に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

( )株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

( )本項 ( )に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項 ( )に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

( )当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項 ( )に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合  
調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

( )本項 ( )乃至( )の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本項 ( )乃至( )にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本第7回新株予約権の行使請求をした本第7回新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。この場合、1株未満の端数を生じるときはこれを切り捨てるものとする

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

( )行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

( )行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日(但し、本項 ( )の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の名証終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

( )行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記 ( )の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

上記の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本第7回新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

( )株式の併合、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

( )その他当社の普通株式数の変更、変更の可能性が生じる事由の発生、又は株主への配当により行使価額の調整を必要とするとき。

( )行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本第7回新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記 ( )に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

### 3 新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

本第7回新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各第7回本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本第7回新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本第7回新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

4 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の一部行使はできない。

第11回新株予約権

決議年月日	2022年6月14日
新株予約権の数(個)	10,000(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 1,000,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	280(注)2
新株予約権の行使期間	自 2022年7月1日 至 2026年6月30日
新株予約権の行使により新株を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 282.7 資本組入額(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、 当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日(2023年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2023年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1 本新株予約権の目的となる株式の種類と数

- (1) 本第11回新株予約権の目的となる株式の種類及び総数は、当社普通株式1,000,000株(本第11回新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。))は100株)とする。但し、下記(2)乃至(4)により割当株式数が調整される場合には、本第11回新株予約権の目的となる株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整される。
- (2) 当社が下記(注)2の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、下記(注)2に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

2 新株予約権の行使時の払込金額

- (1) 本第11回新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本第11回新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下、「行使価額」という。))は、280円とする。但し、行使価額は(3)に定める調整を受ける。
- (3) 行使価額の調整

当社は、本第11回新株予約権の発行後、下記に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。))をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left( \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{1 \text{株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}} \right)}{\text{調整前行使価額}}$$

行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ( ) 本項 ( ) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。))以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ( ) 株式の分割により普通株式を発行する場合  
調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
- ( ) 本項 ( ) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項 ( ) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ( ) 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項（ ）に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ( ) 本項（ ）乃至（ ）の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本項（ ）乃至（ ）にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本第11回新株予約権の行使請求をした本第11回新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。この場合、1株未満の端数を生じるときはこれを切り捨てるものとする

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- ( ) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ( ) 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、本項（ ）の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の名証終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ( ) 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記（ ）の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

上記の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本第11回新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

- ( ) 株式の併合、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ( ) その他当社の普通株式数の変更、変更の可能性が生じる事由の発生、又は株主への配当により行使価額の調整を必要とするとき。
- ( ) 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本第11回新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記（ ）に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

### 3 新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額

#### (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

本第11回新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各第11回本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、本第11回新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。

#### (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本第11回新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

### 4 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の一部行使はできない。

第12回新株予約権

決議年月日	2022年6月14日
新株予約権の数(個)	4,000(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 400,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	239.4(注)2
新株予約権の行使期間	自 2022年7月1日 至 2027年6月30日
新株予約権の行使により新株を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 240.4 資本組入額(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、 当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日(2023年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2023年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1 本新株予約権の目的となる株式の種類と数

- (1) 本第12回新株予約権の目的となる株式の種類及び総数は、当社普通株式400,000株(本第12回新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。))は100株)とする。但し、下記(2)乃至(4)により割当株式数が調整される場合には、本第12回新株予約権の目的となる株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整される。
- (2) 当社が下記(注)2の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、下記(注)2に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用開始日は、下記(注)2(3)及びによる行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本第12回新株予約権を有する者(以下、「本第12回新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、下記(注)2(3)( )の場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

2 新株予約権の行使時の払込金額

- (1) 本第12回新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本第12回新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下、「行使価額」という。)は、280円とする。但し、行使価額は(3)に定める調整を受ける。
- (3) 行使価額の調整

当社は、本第12回新株予約権の発行後、下記に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{1 \text{株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ( ) 本項 ( ) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ( ) 株式の分割により普通株式を発行する場合  
調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
- ( ) 本項 ( ) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項 ( ) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合  
調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。
- ( ) 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項 ( ) に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合  
調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ( ) 本項 ( ) 乃至 ( ) の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本項 ( ) 乃至 ( ) にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本第12回新株予約権の行使請求をした本第12回新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。この場合、1株未満の端数を生じるときはこれを切り捨てるものとする

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- ( ) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ( ) 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、本項 ( ) の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の名証終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ( ) 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記 ( ) の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

上記の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本第12回新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

- ( ) 株式の併合、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ( ) その他当社の普通株式数の変更、変更の可能性が生じる事由の発生、又は株主への配当により行使価額の調整を必要とするとき。
- ( ) 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本第12回新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記 ( ) に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

3 新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

本第12回新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各第12回本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、本第12回新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本第12回新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

4 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の一部行使はできない。

( 3 ) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】  
該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2019年4月1日～ 2020年3月31日 (注)1	246,900	9,230,900	37,466	705,218	37,466	1,116,592
2020年4月1日～ 2021年3月31日 (注)2	1,824,600	11,055,500	187,439	892,657	187,439	1,304,031
2021年4月1日～ 2022年3月31日 (注)3	803,500	11,859,000	90,551	983,208	90,551	1,394,582
2022年4月1日～ 2022年6月24日 (注)2	34,200	11,893,200	4,223	987,432	4,223	1,448,801
2022年6月30日 (注)4	375,900	12,269,100	49,994	1,037,427	49,994	1,448,801
2022年4月1日～ 2022年6月24日 (注)2	79,800	12,348,900	9,680	1,047,107	9,680	1,458,481
2022年4月1日～ 2022年6月24日 (注)5	-	12,348,900	1,037,107	10,000	1,113,350	345,131

(注)1 新株発行及び新株予約権の行使によるものです。

2 新株予約権の行使によるものです。

3 新株発行及び新株予約権の行使によるものです。

4 第三者割当(割当先 エレメンツキャピタルリサーチ(同)、発行価格266円、資本組入額133円)による資本金49,994千円及び資本準備金49,994千円の増加

5 2023年3月24日開催の臨時株主総会決議により、財務体質の健全化を目的として、資本金の額及び資本準備金の額を減少するとともに、これにより生じたその他資本剰余金2,150,457千円を繰越利益剰余金の欠損填補に充当しております。この結果、資本金が1,037,107千円(減資割合99.0%)減少し、資本準備金が1,113,350千円(減資割合76.3%)減少しております。

(5)【所有者別状況】

2023年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							計	単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	1	8	25	3	13	3,682	3,732	-
所有株式数(単元)	-	69	7,509	20,051	356	317	95,178	123,480	900
所有株式数の割合(%)	-	0.06	6.08	16.24	0.29	0.26	77.08	100.00	-

( 6 ) 【大株主の状況】

2023年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
村松 澄夫	千葉県流山市	916,700	7.4
サンインベストメント合同会社(注)	東京都港区赤坂1丁目14番15号	700,000	5.7
エレメンツキャピタルリサーチ合同会社	埼玉県さいたま市浦和区東仲町5-3-101	375,900	3.0
星川 輝	大阪府八尾市	306,200	2.5
西澤管財株式会社	東京都中央区銀座4丁目9番8号	300,000	2.4
石原 紀彦	東京都世田谷区	284,700	2.3
ハヤテマネジメント株式会社	東京都中央区日本橋兜町6-5	262,900	2.1
サンエイトV投資事業組合	東京都港区虎ノ門1丁目15番7号	224,900	1.8
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	219,700	1.8
松田 孝裕	埼玉県北本市	194,600	1.6
計	-	3,785,600	30.7

(注) サンインベストメント合同会社は、当社代表取締役である石原紀彦の資産管理会社であります。

( 7 ) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2023年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 12,348,000	123,480	-
単元未満株式	普通株式 900	-	-
発行済株式総数	12,348,900	-	-
総株主の議決権	-	123,480	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

## 2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

## 3【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元と同時に、財務体質の強化及び競争力の確保を経営の重要課題の一つとして位置づけております。当社グループは、今もなお成長の過程にあると認識しているため、内部留保の充実を図り、これを事業の効率化・競争力強化と事業規模の拡大のための投資等に充当し、なお一層の業容拡大を目指すことが、株主に対する将来の利益還元につながるかと考えております。従って、当面は内部留保の充実を優先した配当政策を継続する予定ですが、財政状態及び経営成績とのバランス及び内外の事業環境を総合的に勘案し、できるだけ早い時期に配当の実施を行い、株主に対する利益還元を目指す所存であります。

なお、当社は、「取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

## 4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの強化を経営の最重要課題の一つと捉え、法令に準拠した効率的かつ効果的なマネジメントシステムの確立と運営に努め、経営の監視機能と監査機能の実効性向上を図り、高いコンプライアンス意識の維持向上に取り組んでおります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は監査役制度を採用しております。監査役会は、監査役3名（うち社外監査役2名）で構成され、各監査役は、監査役会が定めた監査の方針及び役割分担等に従い、取締役会その他重要な会議への出席や業務及び財産の状況の調査等を通じ、取締役の職務遂行の監査を行っております。また、必要に応じて子会社の監査を実施しております。

#### イ 企業統治の体制の概要

##### ・取締役会

取締役会は、代表取締役社長石原紀彦を議長として、松田孝裕、高橋恭一郎及び田村次朗の4名で構成されており、田村次朗は会社法第2条第15号に規定する社外取締役であります。原則として毎月1回の定例の取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催することで迅速な経営意思決定を行っております。取締役会は、法令に定められた事項及びその他の経営に関する重要な事項を決定するとともに、取締役の業務執行を監督する機関として、毎月の営業状況や業績の報告が行われ、重要な経営課題等について審議しております。また、原則として監査役も出席し、適宜意見が述べられております。

##### ・経営会議

経営会議は、業務執行取締役、執行役員、事業子会社の代表者及び事業部門責任者で構成されており、定時取締役会の合間に月1回程度開催しております。経営会議では、各部門における業務の報告及び現状の課題に基づく議論や解決策の検討及び情報の交換・共有を行うほか、新製品・新サービスの企画等、重要な意思決定に付随する議論を行っております。また、必要に応じて監査役も出席しております。

##### ・監査役会

監査役会は、奥山琢磨（常勤）、平山剛及び小松祐介の3名で構成されており、奥山琢磨及び小松祐介の両氏は、会社法第2条第16号に規定する社外監査役であります。監査役会は、監査に関する重要な事項について報告を受け協議を行い、または決議を行っております。各監査役は、法務、財務・会計、税務に関する専門的知見を生かし、取締役会や重要な会議への出席、取締役、内部監査担当、その他の従業員及び会計監査人等からの情報収集等を通じて、監査役会で定めたそれぞれの役割分担等に従い、取締役の職務執行を監査しております。原則として月1回の定例監査役会のほか、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。

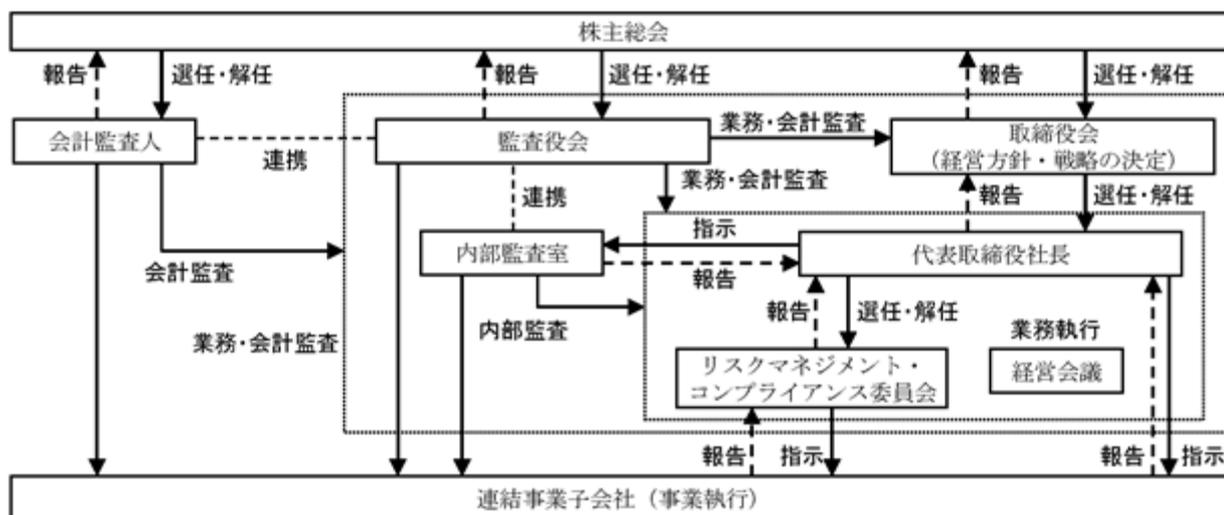
##### ・内部監査室

代表取締役直轄の内部監査室（1名）を設置し、会社業務の適正な運営、的確な改善及び能率の向上を図るとともに、財産を保護し、不正・誤謬を防止するため、徹底した内部監査に取り組んでおります。内部監査室、監査役及び会計監査人が相互に連携をとりながら内部統制を常に管理し、効率的な監査の実施に努めております。

#### ロ 当該体制を採用する理由

当社は、取締役会における経営の基本方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項の意思決定の充実及び業務執行状況の管理監督、並びに社外監査役を含む監査役会による取締役の業務執行の厳正な監査など、経営の意思決定及び管理監督を有効かつ適正に機能させるために下記の体制を整えております。

当社の機関・内部統制の関係図は次の通りであります。



#### 企業統治に関するその他の事項

##### ・内部統制システムの整備状況

当社は、適切な企業統治を行なうために、内部統制システム構築の基本方針に基づき、以下の内部統制システムの整備を行っております。なお、体制を構築するだけでなく、有効に機能させるために、適宜見直しを行っております。

##### 1 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、経営の基本方針に則った「企業行動憲章」及びコンプライアンス体制に係る規程を定め、取締役及び使用人に法令・定款・社内規程の遵守を徹底させる。
- (2) 取締役及び使用人が法令又は定款上疑義がある行為等を認知し、それを告発しても、内部通報制度運用規程を定めており、当該取締役及び使用人に不利益な扱いを行わない。
- (3) 監査役は、監査法人及び内部監査部門と連携し、監査役規程・監査役会規則・監査役監査基準に基づき、取締役の職務執行の適正性について監査を実施する。
- (4) コンプライアンス体制に係る規程に基づき、コンプライアンス委員会がコンプライアンス体制の構築を推進する。コンプライアンスの推進については、取締役及び使用人がコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務を遂行するよう教育・研修を実施する。
- (5) 内部監査部門は、各部門の業務実施状況を把握し、すべての業務が法令・定款・社内規程に準拠して適正に行われているかを調査・検証し、代表取締役社長及び監査役等に報告する。
- (6) 取締役会は、コンプライアンス体制を定期的に見直し、問題点の把握と改善に努める。

##### 2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程に定めるところにより、文書又は電磁的媒体に記録し、定められた期間、適切に保存及び管理するとともに、取締役及び監査役が必要な情報を速やかに入手できる体制を構築するものとする。

##### 3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理規程を定め、業務執行に係るリスクを把握、分析し適切な対応を行うための全社的なリスク管理体制を構築する。全社的なリスク管理はリスクマネジメント委員会が統括し、各部門固有の業務に付随するリスクについては、当該部門において個別の規定、マニュアル等を整備するとともに使用人への教育を行うこととする。
- (2) 内部監査部門は、各部門のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に代表取締役社長及び監査役等に報告する。取締役会は、リスクマネジメント体制を必要に応じて見直し、問題点の把握と改善に努める。
- (3) 不測の事態が発生した場合は、対応マニュアルに基づき代表取締役社長指揮下の対策本部を設置し、迅速かつ適正な対応を行い、損害を最小限に抑える体制を整えるものとする。

- 4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。
  - (2) 取締役会において中期経営計画及び単年度の経営計画を策定し、計画を達成するため取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われるよう、職務権限と担当業務を明確にし、取締役及び各職位の権限と責任を明確にする。
- 5 当該株式会社及び子会社から成る企業集団（以下、当社グループという）における業務の適正を確保するための体制
  - (1) 当社グループの利益と発展を目的として関係会社管理規程を定め、子会社の自主性を尊重しつつ、重要案件については事前の協議を行うこととし、また経営状況と財政状況に係る定期的な報告を求めることとする。
  - (2) 当社グループ各社の状況に適したコーポレートガバナンス体制を構築する。また、原則として当社の取締役が子会社の取締役を兼務し、当社グループとしての一体的かつ効率的な事業運営、業務執行及びリスク管理に努めるものとする。
  - (3) 当社と子会社との取引条件が、第三者との取引と比較して恣意的にならないよう、必要に応じて専門家に確認することとする。
  - (4) 内部監査部門は、内部監査規程に基づき子会社に対する内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長及び監査役等に報告する。取締役会は、子会社の管理体制を必要に応じて見直し、問題点の把握と改善に努める。
- 6 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
  - (1) 監査役が職務を補助する使用人（以下、補助スタッフという）を求めた場合、取締役会は監査役と協議のうえ、補助スタッフを選出することとする。
  - (2) 補助スタッフに関する任命・異動、人事考課及び懲戒処分については、監査役の同意を得なければならないものとする。
  - (3) 監査役は、補助スタッフの取締役からの独立性に関する事項を取締役会に対して求めることができる。また、監査役より監査業務に必要な命令を受けた補助スタッフは、その命令に関して取締役の指揮命令を受けないものとする。
  - (4) 監査役は、補助スタッフに対する指示の実効性の確保に関する事項を取締役会に対して求めることができる。
- 7 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
  - (1) 当社グループの取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、会社の業務執行状況、業績に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、その他監査役がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項について直ちに報告するものとする。
  - (2) 監査役が取締役会その他重要な社内会議に出席し、重要な報告を適時受けられる体制を構築するとともに、必要に応じて当社グループの取締役及び使用人に追加の説明・報告を求めることができるものとする。
- 8 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保する体制  
当社は、監査役への報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告を理由として不利益な扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。
- 9 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- 10 その他監査役が監査を実効的に行われることを確保するための体制
  - (1) 代表取締役社長と監査役との定期的な会議を開催し、監査上の重要課題について意見交換を行う。
  - (2) 監査役は、会計監査人及び内部監査部門と定期的な会合を持ち、情報の交換を行うとともに、連携して監査の実効性を確保するものとする。

(3) 監査役が必要と認めるときは、弁護士、公認会計士その他の外部専門家との連携を図る。

・リスク管理体制の整備状況

当社は、当社グループが営む事業において生じ得る様々なリスクについて、社内の各部門及び各事業会社からリスク情報を収集して的確に把握し、経営トップの主導による内部統制システムの構築、効率的な経営資源の配分等を通じて、当社グループ全体のリスクの管理、低減を図っています。また、リスク管理の担当部署は管理本部とし、不測の事態が生じた場合は、代表取締役を本部長とする対策本部を設置し、専門家である弁護士及び会計監査人の助言を受け、全社一丸となって迅速な対応を行います。

・責任限定契約の概要

1 当社定款においては、社外取締役及び社外監査役の会社法第423条第1項の責任について、善意かつ重大過失がないときは一定の限度を設ける契約を締結することができる旨を定めており、取締役遠藤典子、監査役奥山琢磨及び小松祐介との間で責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額であります。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会計監査人との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

3 当社は、優秀な人材の確保ならびに職務の執行における萎縮の防止のため、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、株主や第三者等から損害賠償請求がなされたことによって被保険者が負担することとなる損害賠償金・争訟費用等について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の保険料負担はありません。

・取締役の定数

当社の取締役は8名以内とする旨を定款に定めております。

・取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議について、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

・株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとした事項

1 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、機動的に自己株式を取得することができることを目的とするものです。

2 当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものです。

・株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2)【役員の状況】

役員一覧

男性7名 女性0名 (役員のうち女性の比率0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長 兼CEO	石原 紀彦	1977年5月4日	2001年4月 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社入社 2004年8月 ゴールドマン・サックス証券株式会社入社 2009年2月 日本コアパートナー株式会社取締役副社長 2011年1月 株式会社アトミックスメディア取締役 2011年3月 サンインベストメント合同会社設立 代表社員(現任) 2013年9月 みやこキャピタル株式会社取締役 2014年4月 サンインベストメント株式会社設立 代表取締役(現任) 2014年6月 株式会社アトミックスメディア代表取締役 2017年3月 株式会社アトミックスメディア取締役 2017年6月 当社取締役 2018年1月 当社代表取締役社長 2018年1月 Strategic Cyber Holdings LLC Chairman of the Board & CEO(現任) 2018年9月 株式会社CEL取締役(現任) 2020年6月 当社代表取締役社長兼CEO(現任) 2020年6月 株式会社バルク代表取締役社長兼CEO 2020年8月 株式会社サイバージムジャパン代表取締役社長兼CEO 2021年6月 株式会社マーケティング・システム・サービス(現 株式会社MSS)取締役(現任) 2022年6月 株式会社バルク取締役(現任) 2023年6月 株式会社サイバージムジャパン代表取締役CEO(現任)	(注)3	1,006,700
取締役 COO	松田 孝裕	1960年5月20日	1983年4月 富士通株式会社入社 2003年11月 ソフトブレン株式会社入社 2004年3月 同社取締役副社長 2005年6月 同社代表取締役社長 2008年6月 ティ・エムコンサルティング株式会社設立 代表取締役(現任) 2011年4月 コムチュア株式会社常務取締役 2012年5月 株式会社エアウィーヴ取締役副社長 2014年9月 同社代表取締役社長 2018年6月 当社取締役 2018年11月 Strategic Cyber Holdings LLC 日本支社代表(現任) 2020年2月 株式会社マーケティング・システム・サービス(現 株式会社MSS)取締役 2020年6月 当社取締役COO(現任) 2020年6月 株式会社バルク取締役COO 2020年8月 株式会社サイバージムジャパン取締役COO 2021年5月 株式会社マーケティング・システム・サービス(現 株式会社MSS)代表取締役社長(現任) 2021年6月 株式会社CEL取締役(現任) 2022年6月 株式会社バルク取締役(現任) 2023年6月 株式会社サイバージムジャパン代表取締役社長兼COO(現任)	(注)3	216,600

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 C F O	高橋 恭一郎	1975年 1月 1日	1997年 4月 大和証券株式会社入社 1999年 4月 大和証券エスビー・キャピタルマーケット 株式会社(現 大和証券株式会社)入社 2005年 9月 オリックス証券株式会社(現 マネックス 証券株式会社)入社 2013年 2月 MITホールディングス株式会社入社 2015年 4月 当社入社 2018年 4月 当社執行役員 2019年 6月 当社上席執行役員CFO 2019年 6月 株式会社マーケティング・システム・サー ビス(現 株式会社MSS) 監査役 2020年 2月 株式会社CEL取締役 2020年 6月 当社取締役CFO(現任) 2020年 8月 株式会社サイバージムジャパン 監査役(現 任) 2022年 6月 株式会社CEL監査役(現任) 2023年 6月 株式会社MSS取締役(現任)	(注)3	73,500
取締役	田村 次朗	1959年 2月 9日	1991年 4月 アメリカ企業公共政策研究所(AEI)ブルッ キングス研究所、アメリカ上院議員事務所 客員研究員 1992年 9月 ジョージタウン大学ロー・スクール 客員 教授兼任教授 1997年 4月 慶應義塾大学法学部 教授(現任) 2001年 4月 ホワイト&ケース法律事務所 特別顧問(現 任) 2001年 9月 弁護士登録 2009年 9月 ダボス会議「交渉と紛争解決」委員会委員 2010年 9月 ハーバード国際交渉学プログラム イン ターナショナル・アカデミック・アドバイ ザー(現任) 2015年 4月 交渉学協会 理事長(現任) 2018年 9月 社会実学研究所 所長 2019年 4月 日本説得交渉学会 会長(現任) 2020年 7月 田村総研株式会社 代表取締役社長(現任) 2020年11月 株式会社サイバージムジャパン エグゼク ティブ・アドバイザー(現任) 2021年 6月 当社取締役(現任)	(注)1 (注)3	3,200
常勤監査役	奥山 琢磨	1971年12月23日	2002年 4月 あずさ監査法人入所(現 有限責任あずさ 監査法人) 2005年 5月 公認会計士登録 2013年10月 奥山琢磨公認会計士事務所設立 代表(現 任) 2016年 6月 当社監査役 2017年 3月 仲田マネージメントサービス株式会社代表 取締役(現任) 2018年 6月 当社常勤監査役(現任) 2018年 6月 株式会社バルク監査役(現任) 2018年 6月 株式会社マーケティング・システム・サー ビス(現 株式会社MSS) 監査役 2018年 9月 株式会社CEL監査役	(注)5	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	平山 剛	1980年 8月 1日	2004年 4月 株式会社ピラミッドフィルム入社 2007年 6月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ)入所 2009年12月 公認会計士登録 2009年12月 弁護士登録 2009年12月 平山剛公認会計士事務所設立 代表(現任) 2010年 1月 伊藤 見富法律事務所(現 モリソンフォースター法律事務所)入所 2012年10月 株式会社オモロキ取締役(現任) 2015年 3月 タイラカ総合法律事務所設立 代表(現任) 2015年 4月 慶應義塾大学総合政策学部非常勤講師 2017年 6月 当社社外取締役 2018年 9月 フリー株式会社社外監査役 2019年 6月 当社監査役(現任) 2020年 6月 ソーシャルワイヤー株式会社社外監査役(現任)	(注)4	32,600
監査役	小松 祐介	1974年 7月 2日	1997年 6月 公認会計士大浦俊一事務所入所 2001年 6月 税理士登録 2001年 7月 小松祐介税理士事務所(屋号 アークス総合会計事務所)設立 代表(現任) 2005年 2月 KTAX株式会社代表取締役(現任) 2016年 5月 東洋通信工業株式会社監査役(現任) 2019年 6月 当社監査役(現任)	(注)4	3,200
計					1,335,800

- (注) 1 取締役田村次朗は、社外取締役であります。  
2 監査役奥山琢磨及び小松祐介は、社外監査役であります。  
3 取締役石原紀彦、松田孝裕、高橋恭一郎及び田村次朗の任期は、2023年3月期に係る定時株主総会終結の時から2024年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。  
4 監査役平山剛及び小松祐介の任期は、2023年3月期に係る定時株主総会終結の時から2027年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。  
5 監査役奥山琢磨の任期は、2020年3月期に係る定時株主総会終結の時から2024年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。  
6 監査役奥山琢磨は、名古屋証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。  
7 石原紀彦氏の所有する当社の株式数には、同氏の資産管理会社であるサンインベストメント合同会社の保有する株式数も含めて記載しております。

#### 社外役員の状況

当社の社外取締役は1名、社外監査役は2名であります。

社外取締役田村次朗は、大学教授・弁護士として培った豊富な経験及び幅広く高度な見識を有しております。その豊富な経験と高度な見識は、当社グループの成長、企業価値向上及びリスクマネジメント強化の観点から大変有益であり、重要事項の決定及び業務執行の監督を行うのに適任であると期待しております。同氏が代表を務める会社に当社子会社がセミナー及び研修の講師などを委託しておりますが、当該取引の規模及び金額は軽微であり、その他同氏と当社との間に人的関係、資本的関係の利害関係はありません。

社外監査役奥山琢磨は、公認会計士として会計監査分野及び税務分野における実績と深い見識を有しております。その豊富な経験と深い見識を当社の監査に反映し、コーポレート・ガバナンスの強化を図ることを期待しております。また、公認会計士としての専門的かつ豊富な知識・経験等から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。同氏と当社との間に人的関係、資本的関係、取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役小松祐介は、税理士として税務分野及び会計分野における実績と深い見識を有しております。その豊富な経験と深い見識を当社の監査に反映し、コーポレート・ガバナンスの強化を図ることを期待しています。また、税理士としての専門的かつ豊富な知識・経験等から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。同氏と当社との間に人的関係、資本的関係、取引関係その他の利害関係はありません。

なお、当社では、社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する特段の基準はありませんが、経歴及び当社との関係性を考慮し、当社の経営陣から独立した立場で適切な助言・提言を行って頂ける方を選任しております。

当社において社外取締役及び社外監査役は、業務執行の妥当性、適法性を客観的に評価是正する機能を有しており、企業経営の透明性を高めるために重要な役割を担っております。また、取締役会等の意思決定における妥

当性・適正性を確保するため、取締役会等の重要な会議に出席し、豊富な経験、幅広い見識に基づき、専門的・客観的見地から助言・提言を行っております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社では、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、社外の視点を踏まえた実効的なコーポレート・ガバナンスの構築を目的に、社外監査役について、専門家としての豊富な経験、金融・会計・法律に関する高い見識等に基づき、客観性、中立性のある助言及び取締役の職務執行の監督を期待しており、当目的にかなう専門的知識と経験を有していること、また会社との関係、代表取締役その他の取締役及び使用人との関係等を勘案して独立性に問題がないことを基本的な考え方として選任しております。監査役は、社内・社外監査役の区分を問わずそれぞれ独立の立場から監査計画・分担に従って監査を実施しております。また、内部監査室、会計監査人、監査役との間では、必要の都度相互の情報交換・意見交換を行う等の連携をはかり監査の実効性と効率性の向上を目指しております。

当社の企業統治において社外取締役又は社外監査役が果たす役割は、経営の意思決定機関及び業務執行を管理監督する機能を持つ取締役会に対し、取締役4名中1名を社外取締役並びに監査役3名中2名を社外監査役とすることで、外部からの客観的、中立的な経営監督及び経営監視の機能を構築しております。なお、社外監査役と監査法人との相互連携については、各四半期及び本決算時の年4回、監査法人より会計監査手続き及び監査結果の概要について報告を受け意見交換を行うほか、適宜、会計監査の状況等の報告を受け協議を行い、その内容を社外監査役の監査業務に反映しております。

### (3) 【監査の状況】

#### 監査役監査の状況

監査役は3名（うち、常勤監査役1名、社外監査役2名）で構成され、監査役監査は、「監査役監査規程」に従い行われております。

監査役は、監査計画及び所定の定例監査又は臨時監査手続きに従い、常勤監査役を中心として、取締役会や経営会議など社内の重要な会議へ出席すると共に、議事録、稟議書、契約書等の書類の査閲、関係者へのヒアリング、会計監査人による監査への立会い、実地調査等の方法により監査を実施しております。

監査役は、必要に応じて内部監査室、会計監査人及び内部統制部門と意見交換や情報交換を行うなどの連携をとり、監査の有効性や効率性の向上に努めております。

当事業年度の監査役会の開催頻度・個々の監査役の出席状況は以下のとおりです。

氏名	開催回数	出席回数
奥山 琢磨	13回	13回
平山 剛	13回	13回
小松 祐介	13回	13回

常勤監査役奥山琢磨は、公認会計士としての会計監査業務における豊富な経験等から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、独立の立場から経営全般及び主として財務・会計関連分野における当社の経営を監査・監督しております。

監査役平山剛は、弁護士業務及び会計監査業務で培われた法務及び会計分野での豊富な経験と幅広い見識を有しており、経営全般及び主として法務関連分野における当社の経営を監査・監督しております。

監査役小松祐介は、税理士としての税務分野及び会計分野における豊富な経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、経営全般及び主として税務・会計関連分野における当社の経営を監査・監督しております。

#### 内部監査の状況

当社の内部監査組織として、社長直轄の組織である内部監査室を設置しており、1名で構成されております。内部監査には、事業年度の監査計画に基づいて継続的に行う「定例監査」並びに社長の特命又は必要に応じて随時行う「臨時監査」があります。内部監査は、「内部監査規程」に従って実施し、法令及び定款、諸規程等のルールに沿って適正に会計処理、業務活動が行われているか、効率的に業務が行われているかを監査しております。また、個人情報を含めた情報管理、衛生管理等も監査しております。監査の結果、要改善事項があった場合には、被監査部門と内部統制部門の責任者に通知し、被監査部門は改善措置の方法、計画及び、実施状況の回答書を内部監査室経由で、社長に提出しております。

内部監査室は、必要に応じて監査役会、会計監査人及び内部統制部門と意見交換や情報交換を行うなどの連携をとり、監査の有効性や効率性の向上に努めております。

会計監査の状況

a 監査法人の名称

K D A 監査法人

b 継続監査期間

12年

c 業務を執行した公認会計士

指定社員業務執行社員 公認会計士 佐佐木 敬昌

指定社員業務執行社員 公認会計士 毛利 優

d 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士5名です。

e 監査法人の選定方針と理由

当社の監査法人の選定方針としては、監査業務に関わる豊富な知識及び監査業務執行の正確性が高い監査法人を選定することとしております。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定致します。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任致します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告致します。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定致します。

f 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査法人に対して評価を行っております。この評価については、常勤監査役が適時実施する監査法人との意見交換、監査業務の監視及び検証等により適宜実施され、監査役会において報告しております。常勤監査役である奥山琢磨氏は公認会計士の資格を有しており、常勤監査役との意見交換により、細部にわたり評価を実施しております。

当事業年度におけるK D A 監査法人の監査の方法及び結果は相当であると評価しております。

監査報酬の内容等

1 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	21,000	-	21,000	-
連結子会社	-	-	-	-
計	21,000	-	21,000	-

2 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬(上記1を除く)

該当事項はありません。

3 その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

前連結会計年度

該当事項はありません。

当連結会計年度

該当事項はありません。

4 監査報酬の決定方針

該当事項はありません。

5 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社の監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について適切であると判断したためであります。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に関しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

当社の取締役の基本報酬は、基本報酬(金銭報酬)のみで構成され、株主総会が決定する報酬総額の範囲内で、月例の固定報酬として、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績を考慮しながら、総合的に勘案して取締役会の決議により決定するものとしております。

個人別の報酬額については、代表取締役社長がその具体的内容について提案し、取締役会決議にて決定するものとしております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

区分	支給人員	基本報酬	摘要
取締役	4名	130,314千円	うち社外1名8,400千円
監査役	3名	16,800千円	うち社外2名11,400千円
合計	7名	147,114千円	うち社外3名19,800千円

- (注) 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
 当事業年度末の人員は、取締役4名(うち社外取締役1名)、監査役3名(うち社外監査役2名)であります。  
 取締役の報酬限度額は、2021年6月29日開催の第27期定時株主総会において年額150百万円と決議いただいております。  
 監査役の報酬限度額は、2001年6月29日開催の第7期定時株主総会において年額20百万円と決議いただいております。

役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者は存在致しません。

(5) 【株式の保有状況】

当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額(投資株式計上額)が最も大きい会社(最大保有会社)は当社であり、保有状況については以下のとおりです。

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、株式の価値の変動または配当の受領によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式に区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

- a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、純投資目的以外の目的である投資株式を中長期的な企業価値向上の効果や経済合理性など様々な観点から定期的に検証し、その意義が認められなくなった銘柄については、適宜適切に売却していく方針です。

なお、取締役会は、定期的に純投資目的以外の目的である投資株式について、将来の事業戦略や事業上の関係などを踏まえ、個別に検証を行い、保有継続の可否を判断しております。

- b. 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	2	11
非上場株式以外の株式	-	-

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	1	11	フィリピン共和国におけるサイバーセキュリティ分野での協業
非上場株式以外の株式	-	-	-

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	-	-

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

該当事項はありません。

みなし保有株式

該当事項はありません。

d. 保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額

保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	1	-	1	-
非上場株式以外の株式	-	-	-	-

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額(百万円)	売却損益の 合計額(百万円)	評価損益の 合計額(百万円)
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	-	-	-

e. 投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの銘柄、株式数、貸借対照表計上額

該当事項はありません。

f. 投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの銘柄、株式数、貸借対照表計上額

該当事項はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2022年4月1日から2023年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2022年4月1日から2023年3月31日まで）の財務諸表について、K D A 監査法人により監査を受けております。

### 3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みとして、会計基準の内容又はその変更等を適切に把握できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、セミナーに参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	183,493	205,618
受取手形、売掛金及び契約資産	435,768	584,507
商品及び製品	34,194	13,355
仕掛品	11,821	5,921
原材料及び貯蔵品	193	859
その他	111,966	59,026
貸倒引当金	-	3,875
流動資産合計	777,438	865,413
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	34,554	34,554
減価償却累計額	7,242	17,427
建物及び構築物(純額)	1 27,312	1 17,127
車両運搬具	2,207	4,268
減価償却累計額	1 2,207	1 2,893
車両運搬具(純額)	-	1,374
工具、器具及び備品	97,212	102,712
減価償却累計額	1 58,661	1 70,427
工具、器具及び備品(純額)	38,551	32,284
建設仮勘定	-	1,041
有形固定資産合計	65,863	51,827
無形固定資産		
のれん	28,476	23,730
ソフトウェア	38,627	42,794
無形固定資産合計	67,104	66,525
投資その他の資産		
投資有価証券	-	21,631
敷金及び保証金	77,438	65,093
繰延税金資産	11,418	9,642
その他	18,800	9,847
貸倒引当金	3,750	3,750
投資その他の資産合計	103,907	102,463
固定資産合計	236,875	220,816
繰延資産		
株式交付費	1,265	833
社債発行費等	4,900	6,036
繰延資産合計	6,166	6,869
資産合計	1,020,479	1,093,099

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	145,611	131,686
短期借入金	66,640	-
1年内返済予定の長期借入金	50,016	20,016
未払金	101,773	87,749
未払費用	11,096	7,517
未払法人税等	15,167	11,631
契約負債	92,110	101,492
賞与引当金	2,488	36,169
ポイント引当金	6,896	3,701
事業所閉鎖損失引当金	9,834	4,560
その他	62,767	78,663
流動負債合計	564,403	483,188
固定負債		
長期借入金	42,448	14,932
退職給付に係る負債	49,086	48,385
その他	-	59
固定負債合計	91,534	63,377
負債合計	655,938	546,565
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	983,208	10,000
資本剰余金	1,394,582	345,131
利益剰余金	2,017,177	201,208
株主資本合計	360,614	556,340
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	-	112
為替換算調整勘定	800	17,755
その他の包括利益累計額合計	800	17,642
新株予約権	4,726	7,836
純資産合計	364,541	546,534
負債純資産合計	1,020,479	1,093,099

## 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

## 【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
売上高	1,931,834	2,468,359
売上原価	1,059,945	1,365,323
売上総利益	871,888	1,103,035
販売費及び一般管理費	1 801,822	1 1,020,331
営業利益	70,066	82,704
営業外収益		
受取利息	712	534
解約金収入	10,000	-
助成金収入	240	5,036
その他	71	758
営業外収益合計	11,023	6,329
営業外費用		
支払利息	4,394	2,733
株式交付費償却	5,328	772
社債発行費等償却	3,429	3,464
為替差損	2,345	2,412
持分法による投資損失	15,194	-
その他	342	-
営業外費用合計	31,035	9,383
経常利益	50,053	79,650
特別利益		
固定資産売却益	2 2,221	-
新株予約権戻入益	899	-
関係会社株式売却益	-	898
特別利益合計	3,120	898
特別損失		
減損損失	3 5,929	-
固定資産除却損	-	1,064
特別損失合計	5,929	1,064
税金等調整前当期純利益	47,244	79,485
法人税、住民税及び事業税	15,009	9,780
法人税等調整額	6,300	1,776
法人税等合計	8,708	11,557
当期純利益	38,536	67,928
非支配株主に帰属する当期純利益	-	-
親会社株主に帰属する当期純利益	38,536	67,928

## 【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
当期純利益	38,536	67,928
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	-	112
為替換算調整勘定	10,604	16,955
その他の包括利益合計	1, 2 10,604	1, 2 16,842
包括利益	49,140	51,085
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	49,140	51,085
非支配株主に係る包括利益	-	-

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	892,657	1,304,031	2,055,713	140,975
当期変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）	90,551	90,551		181,102
親会社株主に帰属する当期純利益			38,536	38,536
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	90,551	90,551	38,536	219,638
当期末残高	983,208	1,394,582	2,017,177	360,614

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	-	11,404	11,404	903	130,475
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）				140	180,961
親会社株主に帰属する当期純利益					38,536
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		10,604	10,604	3,963	14,567
当期変動額合計	-	10,604	10,604	3,822	234,065
当期末残高	-	800	800	4,726	364,541

当連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	983,208	1,394,582	2,017,177	360,614
当期変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）	63,898	63,898		127,797
減資	1,037,107	1,037,107		-
欠損填補		2,150,457	2,150,457	-
親会社株主に帰属する当期純利益			67,928	67,928
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	973,208	1,049,451	2,218,385	195,725
当期末残高	10,000	345,131	201,208	556,340

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	-	800	800	4,726	364,541
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）				1	127,796
減資					-
欠損填補					-
親会社株主に帰属する当期純利益					67,928
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	112	16,955	16,842	3,111	13,731
当期変動額合計	112	16,955	16,842	3,110	181,992
当期末残高	112	17,755	17,642	7,836	546,534

## 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益	47,244	79,485
減価償却費	19,618	41,929
減損損失	5,929	-
のれん償却額	4,746	4,746
ポイント引当金の増減額(は減少)	196	3,195
貸倒引当金の増減額(は減少)	-	3,875
賞与引当金の増減額(は減少)	3,839	33,681
事業所閉鎖損失引当金の増減額(は減少)	9,609	6,958
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	5,985	701
受取利息及び受取配当金	713	535
関係会社株式売却損益(は益)	-	898
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	15,750	-
支払利息	4,394	2,733
固定資産売却損益(は益)	2,221	-
持分法による投資損益(は益)	15,194	-
固定資産除却損	-	1,064
新株予約権戻入益	899	-
売上債権の増減額(は増加)	221,822	148,738
棚卸資産の増減額(は増加)	44,804	26,072
未収入金の増減額(は増加)	21,815	25,702
仕入債務の増減額(は減少)	51,480	13,925
前受金の増減額(は減少)	13,716	9,381
未払消費税等の増減額(は減少)	10,073	26,691
未払費用の増減額(は減少)	833	3,579
その他	83,877	40,381
小計	85,617	36,449
利息及び配当金の受取額	713	529
利息の支払額	6,081	1,144
法人税等の支払額	16,121	10,754
法人税等の還付額	1,405	9,722
営業活動によるキャッシュ・フロー	105,701	34,803
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
関係会社株式の売却による収入	-	898
貸付けによる支出	15,000	4,000
貸付金の回収による収入	-	15,000
投資有価証券の取得による支出	-	10,000
有形固定資産の取得による支出	105,220	13,049
有形固定資産の売却による収入	2,221	-
無形固定資産の取得による支出	17,882	17,246
敷金及び保証金の差入による支出	56,840	5,468
敷金及び保証金の回収による収入	-	19,377
保険積立金の解約による収入	14,785	-
その他	9,233	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	168,702	14,489
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額(は減少)	66,640	66,640
長期借入れによる収入	60,000	-
長期借入金の返済による支出	45,290	57,516
株式の発行による収入	179,779	125,966
財務活動によるキャッシュ・フロー	261,129	1,810
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	13,274	22,124
現金及び現金同等物の期首残高	196,768	183,493
現金及び現金同等物の期末残高	1 183,493	1 205,618

【注記事項】

( 継続企業の前提に関する事項 )

該当事項はありません。

( 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 )

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	5社
主要な連結子会社の名称	株式会社バルク 株式会社MSS 株式会社CEL 株式会社サイバージムジャパン Strategic Cyber Holdings LLC

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社はありません。

前連結会計年度まで持分法適用会社であった株式会社クロスポイントセキュリティジムは、2023年3月31日付で当社持分をすべて売却したことにより、持分法の適用範囲から除外しております。株式会社アトラス・コンサルティングは、連結純損益及び連結利益剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がなくなったため、当連結会計年度より持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

- ・ 市場価格のない株式等以外のもの  
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ・ 市場価格のない株式等  
移動平均法による原価法

棚卸資産

商品および製品

個別法による原価法を採用しております。

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

仕掛品

個別法による原価法を採用しております。

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物	3年～15年
車両運搬具	6年
工具、器具及び備品	3～20年

無形固定資産

定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりです。

自社利用のソフトウェア 5年

## リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### (3) 重要な引当金の計上基準

#### 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

#### ポイント引当金

リサーチモニターに対して付与したポイントの利用に備えるため、当連結会計年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

#### 事業所閉鎖損失引当金

閉鎖した事業所について、当該閉鎖に伴い発生する将来の損失に備えるため、損失見込額を計上しております。

### (4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社4社（株式会社バルク、株式会社M S S、株式会社サイバージムジャパン、株式会社C E L）は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法を適用しております。

### (5) 重要な収益及び費用の計上基準

顧客との契約について、下記の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：履行義務を充足した時点（又は充足するにつれて）収益を認識する

当社グループにおける主要な収益認識基準は、以下のとおりであります。

#### セキュリティ事業

情報セキュリティ認証コンサルティングサービス、サイバーセキュリティトレーニングサービス及び保守サービスについては、一定期間にわたり契約上の履行義務が充足するため、履行義務の進捗に応じて一定期間にわたり収益を認識しております。また、契約によって定められた時期にその対価を受領しております。

脆弱性診断等サービスについては、納品又は検収が完了する一時点で契約上の履行義務が充足するため、納品又は検収の完了時に収益を認識しております。

サイバーアーリーナ提供については、機器の販売及びライセンス・ノウハウ等の提供を契約上の履行義務としております。機器の販売については、機器の引渡し完了する一時点で契約上の履行義務が充足するため、引渡し完了時に収益を認識し、ライセンス・ノウハウ等の提供については、履行義務の内容に応じて、検収が完了する一時点又は一定期間にわたり収益を認識しております。また、契約によって定められた時期にその対価を受領しております。

#### マーケティング事業

マーケティングリサーチサービス、セールスプロモーション・広告代理サービスについては、納品又は検収が完了する一時点で契約上の履行義務が充足するため、納品又は検収の完了時に収益を認識しております。

### (6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果の発現する期間を合理的に見積り、当該期間にわたり均等償却しております。

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

のれんの評価

期末において計上しているのれんの評価の見積りについては、連結財務諸表作成時において入手可能な情報に基づき実施しております。ただし、事業計画や市場環境の変化により、翌連結会計年度以降の当社の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

のれん 23,730千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

上記のれんにつきましては、減損の兆候を識別し減損の認識テストを実施しており、測定における回収可能価額は使用価値または正味売却価額により十分に検討し、回収可能価額をのれんに計上しております。

また、当期において検討したのれんの回収可能性については、翌期以降、内容の見直しを行います。将来の見込みの変化やその他の要因に基づきのれんの回収可能価額が変更された場合、のれんから生じる減損損失の計上により税金等調整前当期純利益が変動する可能性があります。

(連結貸借対照表関係)

- 1 減価償却累計額には、減損損失累計額を含んだ金額で表示しております。  
減損損失累計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
建物及び構築物	3,652千円	3,652千円
車両運搬具	303千円	303千円
工具、器具及び備品	29,177千円	28,033千円

(連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
役員報酬	167,729千円	206,646千円
給与手当	187,257千円	227,224千円
賞与引当金繰入額	2,488千円	23,084千円
退職給付費用	5,094千円	10,787千円
のれん償却額	4,746千円	4,746千円
地代家賃	53,574千円	49,281千円
支払報酬	49,700千円	51,852千円
支払手数料	69,753千円	142,177千円

2 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
車両運搬具	2,221千円	- 千円
計	2,221千円	- 千円

3 当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

場所	用途	種類	金額(千円)
本社	共用資産	建物附属設備、備品、ソフトウェア	5,929
合計			5,929

(資産グルーピング方法)

当社グループは、減損損失の算定にあたって、事業セグメントを基準に独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位を識別し、資産のグルーピングを行っております。

(減損損失の認識に至った経緯)

事業用資産及び共用資産は、営業活動から生じる損益がマイナスとなることが見込まれるため、回収可能価額まで帳簿価額を減額し、当該減少額を特別損失に計上しております。

なお、当社資産グループの回収可能価額は、使用価値又は正味売却価額により算定しております。

正味売却価額については、資産の譲渡価額に基づき算定した金額を時価の算定方法として減損損失を測定しております。

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当事項はありません。

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	- 千円	112千円
組替調整額	- 千円	- 千円
計	- 千円	112千円
為替換算調整勘定		
当期発生額	10,604千円	16,955千円
その他の包括利益合計	10,604千円	16,842千円

2 その他の包括利益に係る税効果額

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
税効果調整前	- 千円	172千円
税効果額	- 千円	59千円
税効果調整後	- 千円	112千円
為替換算調整勘定：		
税効果調整前	10,604千円	16,955千円
税効果額	- 千円	- 千円
税効果調整後	10,604千円	16,955千円
その他の包括利益合計		
税効果調整前	10,604千円	16,783千円
税効果額	- 千円	59千円
税効果調整後	10,604千円	16,842千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	11,055,500	803,500	-	11,859,000

(注) 当連結会計年度における増加は、新株の発行及び第6回、第7回及び第8回新株予約権の一部が行使されたことによるものであります。

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプションとしての 第2回新株予約権	普通株式	899,200	-	899,200	-	-
	第6回新株予約権	普通株式	7,800	-	7,800	-	-
	第7回新株予約権	普通株式	-	944,500	30,000	914,500	4,115
	第8回新株予約権	普通株式	-	526,200	91,200	435,000	4
	第9回新株予約権	普通株式	-	607,200	-	607,200	607
合計		-	907,000	2,077,900	1,028,200	1,956,700	4,726

(注) 1 第7回、第8回及び第9回新株予約権の当連結会計年度増加は、新株予約権の発行によるものであります。

2 第2回新株予約権の当連結会計年度減少は、新株予約権の消滅によるものであります。

3 第6回、第7回及び第8回新株予約権の当連結会計年度減少は、新株予約権の行使によるものであります。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	11,859,000	489,900	-	12,348,900

（注）当連結会計年度における増加は、新株の発行による375,900株及び第8回新株予約権の一部が行使されたことによる114,000株であります。

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （千円）
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 （親会社）	第7回新株予約権	普通株式	914,500	-	-	914,500	4,115
	第8回新株予約権	普通株式	435,000	-	114,000	321,000	3
	第9回新株予約権	普通株式	607,200	-	-	607,200	607
	第10回新株予約権	普通株式	-	1,124,100	-	1,124,100	11
	第11回新株予約権	普通株式	-	1,000,000	-	1,000,000	2,700
	第12回新株予約権	普通株式	-	400,000	-	400,000	400
合計		-	1,956,700	2,524,100	114,000	4,366,800	7,836

（注）1 第10回、第11回及び第12回新株予約権の当連結会計年度増加は、新株予約権の発行によるものであります。

2 第8回新株予約権の当連結会計年度減少は、新株予約権の行使によるものであります。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

- 1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 （自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）	当連結会計年度 （自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）
現金及び預金勘定	183,493千円	205,618千円
現金及び現金同等物	183,493千円	205,618千円

（リース取引関係）

該当事項はありません。

(金融商品関係)

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については、余裕資金の範囲内での運用を目的として、安全性の高い短期的な金融サービス、預金等に限定し、投機的な取引は行わないこととしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

受取手形及び売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。

支払手形及び買掛金並びに未払金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

取引先の信用リスクに関しては、相手ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、信用状況を把握する体制としております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めておりません。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 受取手形、売掛金及び契約資産	435,768	435,768	-
資産計	435,768	435,768	-
(1) 支払手形及び買掛金	145,611	141,611	-
(2) 未払金	101,773	101,773	-
(4) 短期借入金	66,640	66,640	-
(5) 長期借入金( 2 )	92,464	91,987	476
負債計	406,489	406,012	476

( 1 ) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

( 2 ) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注) 1 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が低いレベルに時価を分類しています。

資産

(1) 売掛金、(2) 契約資産

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 未払金、(3) 契約負債、(4) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

(5) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出しており、レベル2の時価に分類しております。

2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	貸借対照表計上額(千円)
関係会社株式	-

3 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
現金及び預金（千円）	183,493	-	-	-	-	-
受取手形及び売掛金（千円）	435,768	-	-	-	-	-
合計（千円）	619,262	-	-	-	-	-

4 有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金（千円）	66,640	-	-	-	-	-
長期借入金（千円）	50,016	27,516	14,932	-	-	-
合計（千円）	116,656	27,516	14,932	-	-	-

5 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品  
前連結会計年度(2022年3月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
該当なし	-	-	-	-
資産計	-	-	-	-

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品  
前連結会計年度(2022年3月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
該当なし	-	-	-	-
資産計	-	-	-	-
長期借入金	-	91,987	-	91,987
負債計	-	91,987	-	91,987

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金(1年以内返済予定の長期借入金を含んでおります。)

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の残存期間の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しています。

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については、余裕資金の範囲内での運用を目的として、安全性の高い短期的な金融サービス、預金等に限定し、投機的な取引は行わないこととしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

受取手形及び売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、相手ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、信用状況を把握する体制としております。

支払手形及び買掛金並びに未払金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めておりません。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 受取手形、売掛金及び契約資産	584,507	584,507	-
資産計	584,507	584,507	-
(1) 支払手形及び買掛金	131,686	131,686	-
(2) 未払金	87,749	87,749	-
(3) 契約負債	101,492	101,492	-
(4) 長期借入金( 2 )	34,948	34,473	474
負債計	355,876	355,401	474

( 1 ) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

( 2 ) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注) 1 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が低いレベルに時価を分類しています。

資産

(1) 売掛金、(2) 契約資産

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 未払金、(3) 契約負債、(4) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

(5) 長期借入金( 1年内返済予定の長期借入金を含む )

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出しており、レベル2の時価に分類しております。

2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	貸借対照表計上額(千円)
非上場株式	21,631

3 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
現金及び預金(千円)	205,618	-	-	-	-	-
受取手形及び売掛金(千円)	584,507	-	-	-	-	-
合計(千円)	790,125	-	-	-	-	-

4 有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金（千円）	20,016	14,932	-	-	-	-
合計（千円）	20,016	14,932	-	-	-	-

5 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2023年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
該当なし	-	-	-	-
資産計	-	-	-	-

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2023年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
該当なし	-	-	-	-
資産計	-	-	-	-
長期借入金	-	34,473	-	34,473
負債計	-	34,473	-	34,473

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金（1年以内返済予定の長期借入金を含んでおります。）

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の残存期間の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しています。

(有価証券関係)

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社3社は非積立型の退職一時金制度を採用しております。

なお、当社及び連結子会社3社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

退職給付に係る負債の期首残高	43,101 千円
退職給付費用	7,887 千円
退職給付の支払額	1,902 千円
退職給付に係る負債の期末残高	49,086 千円

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

非積立型制度の退職給付債務	49,086 千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	49,086 千円
退職給付に係る負債	49,086 千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	49,086 千円

(3) 退職給付に関する損益

簡便法で計算した退職給付費用	7,887 千円
----------------	----------

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社3社は非積立型の退職一時金制度を採用しております。

なお、当社及び連結子会社3社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

退職給付に係る負債の期首残高	49,086 千円
退職給付費用	12,396 千円
退職給付の支払額	13,098 千円
退職給付に係る負債の期末残高	48,385 千円

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

非積立型制度の退職給付債務	48,385 千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	48,385 千円
退職給付に係る負債	48,385 千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	48,385 千円

(3) 退職給付に関する損益

簡便法で計算した退職給付費用	12,396 千円
----------------	-----------

(ストック・オプション等関係)  
該当事項はありません。

( 税効果会計関係 )

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

	前連結会計年度 ( 2022年 3月31日 )	当連結会計年度 ( 2023年 3月31日 )
繰延税金資産		
賞与引当金	7,483千円	12,229千円
未払事業税	1,989千円	882千円
未払費用	1,030千円	- 千円
未払家賃	5,118千円	3,179千円
ポイント引当金	2,385千円	1,280千円
商品評価損	1,439千円	5,598千円
退職給付に係る負債	16,332千円	16,736千円
売掛金	5,188千円	- 千円
減損損失否認額	12,596千円	8,638千円
投資有価証券評価損	207,522千円	234,428千円
資産除去債務	354千円	507千円
連結子会社の時価評価に伴う評価差額	101千円	101千円
貸倒引当金	1,297千円	2,555千円
その他	18千円	282千円
繰越欠損金	429,666千円	423,958千円
繰延税金資産小計	692,524千円	710,380千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	429,666千円	423,958千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	249,184千円	276,090千円
評価性引当額 小計(注)	678,850千円	700,048千円
繰延税金資産 合計	13,674千円	10,331千円
繰延税金負債		
商品	1,882千円	- 千円
未収事業税	372千円	688千円
連結子会社の時価評価に伴う評価差額	- 千円	59千円
繰延税金負債 合計	2,255千円	748千円
繰延税金資産の純額	11,418千円	9,582千円

( 注 ) . 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度 ( 2022年 3月31日 )

	1年以内 ( 千円 )	1年超 2年以内 ( 千円 )	2年超 3年以内 ( 千円 )	3年超 4年以内 ( 千円 )	4年超 5年以内 ( 千円 )	5年超 ( 千円 )	合計 ( 千円 )
税務上の繰越 欠損金( 1)	20,816	2,846	47,416	14,500	-	344,086	429,666
評価性引当額	20,816	2,846	47,416	14,500	-	344,086	429,666
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

( 1 ) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度（2023年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越 欠損金(1)	-	3,215	53,563	16,380	-	350,798	423,958
評価性引当額	-	3,215	53,563	16,380	-	350,798	423,958
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
	33.1%	34.6%
法定実効税率		
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	8.1	2.8
住民税均等割	3.9	1.8
法人税等の特別控除	-	2.0
役員報酬の損金不算入	-	3.9
評価性引当額の増減	26.5	29.9
その他	0.2	3.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	18.4	14.5

(資産除去債務関係)  
重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(賃貸等不動産関係)  
該当事項はありません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項(5)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	213,945	435,768
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	435,768	584,507
契約資産(期首残高)	-	-
契約資産(期末残高)	-	-
契約負債(期首残高)	105,827	92,110
契約負債(期末残高)	92,110	101,492

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当該履行義務はセキュリティ事業における情報セキュリティ認証コンサル及びサイバーアリーナ提供に関するものであり、残存履行義務に配分した総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
1年以内	17,421	-
1年超2年以内	17,421	-
2年超3年以内	17,421	-
3年超4年以内	17,421	-
4年超5年以内	4,355	-
合計	74,040	-

残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって、実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法等

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的な検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、各事業別に包括的な戦略を立案して事業活動を展開しております。従って、当連結会計年度におきましては、「セキュリティ事業」及び「マーケティング事業」の2つを報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの内容

「セキュリティ事業」では、主に情報セキュリティコンサルティングサービス、サイバーセキュリティトレーニングサービス、脆弱性診断・ペネトレーションテストサービス及びその他サイバーセキュリティソリューションを提供しております。

「マーケティング事業」では、主にマーケティングリサーチサービス及びセールスプロモーションサービスを提供しております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、棚卸資産の評価基準を除き、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

棚卸資産の評価については、収益性の低下に基づく簿価切下げ前の価額で評価しております。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント		合計	調整額 (注)	連結財務諸表 計上額
	セキュリティ事業	マーケティング 事業			
売上高					
顧客との契約から生じる収益	971,855	959,978	1,931,834	-	1,931,834
その他の収益	-	-	-	-	-
外部顧客への売上高	971,855	959,978	1,931,834	-	1,931,834
セグメント間の内部売上高又は振替高	21,035	100	21,135	21,135	-
計	992,890	960,078	1,952,969	21,135	1,931,834
セグメント利益	166,007	149,353	315,361	245,294	70,066
セグメント資産	768,007	254,429	1,022,437	1,957	1,020,479
その他の項目					
減価償却費	12,522	656	13,179	6,438	19,618
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	36,807	3,495	40,303	56,392	96,695

(注) 1 外部顧客への売上高の調整額は、主に報告セグメントに帰属しない外部顧客への売上高であります。

2 セグメント利益の調整額は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3 セグメント資産の調整額は、主に報告セグメントに帰属しない全社資産であります。

4 減価償却費の調整額は、報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

5 セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

6 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、主に報告セグメントに帰属しない有形固定資産及び無形固定資産の増加額であります。

当連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント		合計	調整額 (注)	連結財務諸表 計上額
	セキュリティ事業	マーケティング 事業			
売上高					
顧客との契約から生じる収益	1,459,458	1,008,901	2,468,359		2,468,359
その他の収益	-	-	-	-	-
外部顧客への売上高	1,459,458	1,008,901	2,468,359	-	2,468,359
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	13,338	13,338	13,338	-
計	1,459,458	1,022,239	2,481,697	13,338	2,468,359
セグメント利益	327,253	114,234	441,487	358,783	82,704
セグメント資産	563,730	273,746	837,476	255,623	1,093,099
その他の項目					
減価償却費	20,624	2,607	23,231	18,698	41,929
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	9,489	6,123	15,613	16,483	32,097

- (注) 1 外部顧客への売上高の調整額は、主に報告セグメントに帰属しない外部顧客への売上高であります。
- 2 セグメント利益の調整額は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
- 3 セグメント資産の調整額は、主に報告セグメントに帰属しない全社資産であります。
- 4 減価償却費の調整額は、報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
- 5 セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。
- 6 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、主に報告セグメントに帰属しない有形固定資産及び無形固定資産の増加額であります。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社マルエツ	345,789	マーケティング事業

当連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社アクト	320,405	セキュリティ事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額	合計
	セキュリティ事業	マーケティング事業	合計		
減損損失	-	-	-	5,929	5,929

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額	連結財務諸表計上額
	セキュリティ事業	マーケティング事業	合計		
当期償却額	-	4,746	4,746	-	4,746
当期末残高	-	28,476	28,476	-	28,476

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額	連結財務諸表計上額
	セキュリティ事業	マーケティング事業	合計		
当期償却額	-	4,746	4,746	-	4,746
当期末残高	-	23,730	23,730	-	23,730

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の関連会社等

前連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容又は 職業	議決権等の所 有（被所有） 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
関連会社	株式会社アト ラス・コンサル ティング	東京都 江東区	20	事業戦略コンサ ルティング	(所有) 直接20.00%	資金の援助	資金の貸付	-	長期貸付金 (注1)	32,400
							資金の回収	-		
							利息の受取	-	貸倒引当金 (注1)	32,400

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1 株式会社アトラス・コンサルティングに対する貸付金残高合計32,400千円については、全額回収可能性がないと判断し全額を減額しております。

当連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容又は 職業	議決権等の所 有（被所有） 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
関連会社	株式会社アト ラス・コンサル ティング	東京都 江東区	20	事業戦略コンサ ルティング	(所有) 直接20.00%	資金の援助	資金の貸付	-	長期貸付金 (注1)	-
							資金の回収	-		
							利息の受取	-	貸倒引当金 (注1)	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1 株式会社アトラス・コンサルティングに対する貸付金残高合計32,400千円については、全額回収不能と判断し、全額を貸倒引当金と相殺処理しております。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び個人主要株主等

前連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

連結財務諸表提出会社の重要な子会社の役員等  
前連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 (千ドル)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社の役員及び近親者が議決権の過半数を所有している会社等	CyberGym Control Ltd. (注1)	イスラエル ハデラ市	4,369	サイバーセキュリティソリューションの提供	-	共同事業パートナー	サイバーセキュリティトレーニング施設の取得、ライセンス料の支払い等 (注2)	129,455	買掛金	35,988
									未払金	5,821

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1 子会社であるStrategic Cyber Holdings LLCのBoard memberであるOfir Hasonは、CyberGym Control Ltd.の議決権の過半数を所有（間接所有分を含む）し、同社のCEOを兼務しております。
- 2 価格等の取引条件は、一般的な取引条件を参考にして、当事者間で協議のうえ決定しております。

当連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 (千ドル)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社の役員及び近親者が議決権の過半数を所有している会社等	CyberGym Control Ltd. (注1)	イスラエル ハデラ市	4,369	サイバーセキュリティソリューションの提供	-	共同事業パートナー	サイバーセキュリティトレーニング施設の取得、ライセンス料の支払い等 (注2)	26,884	買掛金	-
									未払金	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1 子会社であるStrategic Cyber Holdings LLCのBoard memberであるOfir Hasonは、CyberGym Control Ltd.のCEOを兼務し、同社の議決権の過半数を所有（間接所有分を含む）していましたが、2022年6月26日付でCyberGym Control Ltd.の議決権の過半数を所有（間接所有分を含む）しなくなったことにより、関連当事者ではなくなっております。なお、取引金額については、関連当事者であった期間のものを記載しております。
- 2 価格等の取引条件は、一般的な取引条件を参考にして、当事者間で協議のうえ決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記  
該当事項はありません。

( 1 株当たり情報 )

( 1 ) 1 株当たり純資産額

項 目	前連結会計年度 ( 2022年 3 月31日 )	当連結会計年度 ( 2023年 3 月31日 )
1 株当たり純資産額	30円34銭	43円62銭

( 2 ) 1 株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益

項 目	前連結会計年度 ( 自 2021年 4 月 1 日 至 2022年 3 月31日 )	当連結会計年度 ( 自 2022年 4 月 1 日 至 2023年 3 月31日 )
1 株当たり当期純利益	3円33銭	5円57銭
( 算定上の基礎 )		
親会社株主に帰属する当期純利益 ( 千円 )	38,536	67,928
普通株主に帰属しない金額 ( 千円 )	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益 ( 千円 )	38,536	67,928
期中平均株式数 ( 株 )	11,571,178	12,205,927
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	3円26銭	5円49銭
普通株式増加数 ( 株 )	803,500	489,900
( うち第三者割当による新株発行 ( 株 ) )	674,500	375,900
( うち新株予約権 ( 株 ) )	129,000	114,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整 後 1 株当たり当期純利益の算定に含めな かった潜在株式の概要	-	第10回、第11回新株予約権 第10回新株予約権の数 11,241個 ( 普通株式 1,124,100株 ) 第11回新株予約権の数 10,000個 ( 普通株式 1,000,000株 )

(重要な後発事象)

(自己株式の取得)

当社は、2023年6月27日開催の取締役会において、下記のとおり、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議いたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由

株主還元と資本効率の向上により更なる企業価値向上を図るため自己株式の取得を行うものであります。

2. 取得に係る事項の内容

(1) 取得対象株式の種類

普通株式

(2) 取得し得る株式の総数

250,000 株 (上限)

発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 2.02%

(3) 株式の取得価額の総額

70,000,000 円 (上限)

(4) 取得期間

2023年7月3日～2023年12月29日

(5) 取得方法

名古屋証券取引所における市場買付

3. 本自己株式取得後に保有する自己株式の取扱い

本自己株式取得により保有する自己株式につきましては、全て消却することを予定しております。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	66,640	-		-
1年以内に返済予定の長期借入金	50,016	20,016	1.5	-
1年以内に返済予定のリース債務	-	-	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	42,448	14,932	1.5	2024年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	-	-	-
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	159,104	34,948	-	-

(注) 1 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	14,932	-	-	-

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

( 2 ) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

( 累計期間 )	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	421,286	1,056,055	1,630,580	2,468,359
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前四半期純損失( ) (千円)	74,264	51,859	87,905	79,485
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失( ) (千円)	78,759	72,960	98,635	67,928
1株当たり当期純利益又は1株当たり四半期純損失( ) (円)	6.63	6.04	8.11	5.57

( 会計期間 )	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失( ) (円)	6.63	0.47	2.08	13.49

## 2【財務諸表等】

## (1)【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	40,568	37,888
売掛金	35,640	196,687
前払費用	6,730	7,135
原材料及び貯蔵品	68	78
関係会社短期貸付金	158,800	-
その他	1 16,716	1 15,824
流動資産合計	258,523	257,613
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	32,955	32,955
減価償却累計額	5,902	16,070
建物附属設備(純額)	27,052	16,884
工具、器具及び備品	28,811	33,090
減価償却累計額	11,839	18,591
工具、器具及び備品(純額)	16,972	14,499
建設仮勘定	-	456
有形固定資産合計	44,024	31,840
無形固定資産		
ソフトウェア	-	9,970
無形固定資産合計	-	9,970
投資その他の資産		
投資有価証券	-	16,631
関係会社株式	235,807	262,307
関係会社長期貸付金	1,001,439	1,043,051
敷金及び保証金	58,951	64,111
その他	1 52,259	1 43,943
貸倒引当金	940,984	910,335
投資その他の資産合計	407,473	519,710
固定資産合計	451,498	561,520
繰延資産		
株式交付費	1,265	833
社債発行費等	4,900	6,036
繰延資産合計	6,166	6,869
資産合計	716,187	826,004

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
関係会社短期借入金	384,802	-
未払金	28,241	19,789
未払費用	1,929	2,254
未払法人税等	4,203	290
契約負債	35,000	-
預り金	4,067	10,485
賞与引当金	2,142	6,630
その他	11,812	13,691
流動負債合計	472,199	53,142
固定負債		
関係会社長期借入金	-	320,002
退職給付引当金	11,927	9,846
繰延税金負債	-	59
固定負債合計	11,927	329,907
負債合計	484,126	383,049
純資産の部		
株主資本		
資本金	983,208	10,000
資本剰余金		
資本準備金	1,394,582	345,131
資本剰余金合計	1,394,582	345,131
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,150,457	79,873
利益剰余金合計	2,150,457	79,873
株主資本合計	227,334	435,005
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	-	112
評価・換算差額等合計	-	112
新株予約権	4,726	7,836
純資産合計	232,061	442,954
負債純資産合計	716,187	826,004

## 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
営業収益	2 424,700	2 595,963
営業費用	1 412,152	1 510,318
営業利益	12,547	85,644
営業外収益		
受取利息	2 1,787	2 3,857
助成金収入	124	1,305
業務受託料	2 2,557	-
貸倒引当金戻入額	64,677	-
その他	5	559
営業外収益合計	69,152	5,721
営業外費用		
支払利息	2 6,127	2 5,954
株式交付費償却	5,328	772
社債発行費償却	3,429	3,464
為替差損	76	256
債権売却損	4,375	-
貸倒引当金繰入額	-	1,751
営業外費用合計	19,338	12,199
経常利益	62,361	79,166
特別利益		
関係会社株式売却益	-	898
新株予約権戻入益	899	-
特別利益合計	899	898
特別損失		
減損損失	5,929	-
関係会社株式評価損	19,500	-
特別損失合計	25,429	-
税引前当期純利益	37,831	80,065
法人税、住民税及び事業税	4,558	191
法人税等合計	4,558	191
当期純利益	33,272	79,873

## 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	892,657	1,304,031	-	1,304,031	2,183,729	2,183,729
当期変動額						
新株の発行（新株予約権の行使）	90,551	90,551		90,551		
減資						
欠損填補						
当期純利益					33,272	33,272
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	90,551	90,551	-	90,551	33,272	33,272
当期末残高	983,208	1,394,582	-	1,394,582	2,150,457	2,150,457

	株主資本	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差 額等合計		
当期首残高	12,959	-	-	903	13,863
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	181,102			140	180,961
減資					
欠損填補					
当期純利益	33,272				33,272
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				3,963	3,963
当期変動額合計	214,374	-	-	3,822	218,197
当期末残高	227,334	-	-	4,726	232,061

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	983,208	1,394,582	-	1,394,582	2,150,457	2,150,457
当期変動額						
新株の発行（新株予約権の行使）	63,898	63,898		63,898		
減資	1,037,107	1,113,350	2,150,457	1,037,107		
欠損填補			2,150,457	2,150,457	2,150,457	2,150,457
当期純利益					79,873	79,873
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	973,208	1,049,451	-	1,049,451	2,230,331	2,230,331
当期末残高	10,000	345,131	-	345,131	79,873	79,873

	株主資本	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差 額等合計		
当期首残高	227,334	-	-	4,726	232,061
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	127,797			1	127,796
減資	-				-
欠損填補	-				-
当期純利益	79,873				79,873
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		112	112	3,111	3,223
当期変動額合計	207,670	112	112	3,110	210,893
当期末残高	435,005	112	112	7,836	442,954

【注記事項】

( 継続企業の前提に関する事項 )

該当事項はありません。

( 重要な会計方針 )

1 . 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

・ 市場価格のない株式等以外のもの

事業年度末日の市場価格等に基づく時価法 ( 評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定 )

・ 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2 . 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 ( リース資産を除く )

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物 ( 建物附属設備を除く ) 並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下の通りです。

建物及び構築物 3年～15年

工具、器具及び備品 3年～20年

(2) 無形固定資産 ( リース資産を除く )

定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下の通りです。

自社利用のソフトウェア 5年

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3 . 繰延資産の処理方法

(1) 株式交付費

定額法 ( 3年 ) により償却しております。

(2) 社債発行費等

行使期間にわたり償却しております。

4 . 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、当社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務 ( 自己都合退職による期末要支給額の100% ) の見込額に基づき計上しております。

5 . 収益及び費用の計上基準

当社グループはグループを統括する純粋持株会社であり、関係会社からの業務受託等に係る収入が、当社の主要な収益となります。

関係会社からの業務受託等に係る収入については、一定の期間にわたり契約上の履行義務が充足するため、履行義務の進捗に応じて一定の期間にわたり収益を認識しております。

取引の対価は履行義務を充足してから概ね1ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(重要な会計上の見積り)

関係会社に対する貸付金等の評価

当社は、関係会社に対する貸付金等の回収可能性の見積りについては、財務諸表作成時において入手可能な情報に基づき実施しております。ただし、事業計画や市場環境の変化により、翌事業年度以降の当社の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

貸倒引当金 910,335千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、貸倒引当金については、貸付先の財政状態、返済計画に基づき、回収可能性を十分に検討し、回収不能な額を貸倒引当金に計上しております。また、当期において検討した貸付金の回収可能性については、翌期以降、内容の見直しを行いますが、将来の見込みの変化やその他の要因に基づき貸付金の回収可能性が変更された場合、貸倒引当金の取崩又は追加計上により経常利益が変動する可能性があります。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
短期金銭債権	9,657千円	9,740千円
長期金銭債権	38,901千円	38,901千円

(損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費(営業費用)のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
役員報酬	132,000千円	147,114千円
給与手当	46,836千円	62,831千円
賞与引当金繰入額	2,142千円	6,630千円
退職給付費用	1,350千円	2,932千円
減価償却費	6,438千円	18,698千円
支払手数料	62,409千円	93,848千円
支払報酬	39,651千円	37,787千円

全額が一般管理費に属するものであります。

2 関係会社取引

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
営業収益	424,700千円	594,463千円
営業外収益		
受取利息	1,787千円	3,848千円
業務受託料	2,557千円	- 千円
営業外費用		
支払利息	6,122千円	5,954千円

(有価証券関係)

子会社株式

前事業年度(2022年3月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	前事業年度(千円)
子会社株式	235,807

当事業年度(2023年3月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	前事業年度(千円)
子会社株式	262,307

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	288,129千円	326,092千円
賞与引当金	655千円	2,293千円
事業分離にかかる子会社株式の税効果	11,605千円	13,109千円
退職給付引当金	3,652千円	3,405千円
関係会社株式評価損	219,478千円	241,189千円
投資有価証券評価損	207,522千円	234,428千円
繰越欠損金	214,780千円	221,269千円
その他	9,912千円	9,734千円
繰延税金資産小計	955,736千円	1,051,523千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	214,780千円	221,269千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	740,956千円	830,253千円
評価性引当額 小計	955,736千円	1,051,523千円
繰延税金資産合計	- 千円	- 千円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	- 千円	59千円
繰延税金負債合計	- 千円	59千円
繰延税金負債の純額	- 千円	59千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
法定実効税率	30.6%	34.59%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	8.3%	2.7%
受取配当金等の一時差異に該当しない項目	-	30.2%
住民税均等割	2.3%	0.4%
評価性引当額の増減	32.8%	8.5%
その他	3.6%	1.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	12.1%	0.2%

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項(重要な会計方針)4.収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

(自己株式の取得)

当社は、2023年6月27日開催の取締役会において、下記のとおり、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議いたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由

株主還元と資本効率の向上により更なる企業価値向上を図るため自己株式の取得を行うものであります。

2. 取得に係る事項の内容

(1) 取得対象株式の種類

普通株式

(2) 取得し得る株式の総数

250,000 株(上限)

発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 2.02%

(3) 株式の取得価額の総額

70,000,000 円(上限)

(4) 取得期間

2023年7月3日~2023年12月29日

(5) 取得方法

名古屋証券取引所における市場買付

3. 本自己株式取得後に保有する自己株式の取扱い

本自己株式取得により保有する自己株式につきましては、全て消却することを予定しております。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

区分	資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期償却額 (千円)	当期末残高 (千円)	減価償却累 計額 (千円)
有形 固定資産	建物附属設備	27,052	-	-	10,167 ( - )	16,884	16,070 ( 2,467 )
	工具、器具及び備品	16,972	4,625	-	7,098 ( - )	14,499	18,591 ( 7,878 )
	建設仮勘定	-	456	-	- ( - )	456	- ( - )
	計	44,024	5,081	-	17,266 ( - )	31,840	34,661 ( 10,346 )
無形 固定資産	ソフトウェア	-	11,401	-	1,431	9,970	-
	計	-	11,401	-	1,431	9,970	-

(注) 当期償却額及び減価償却累計額欄には、減損損失を含んでおり、その金額を括弧書きで記載しております。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	940,984	31,629	62,278	-	910,335
賞与引当金	2,142	6,630	2,142	-	6,630

( 2 ) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

( 3 ) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	事業年度末日の翌日から3ヶ月以内
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	無料
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告を行うことができない場合は、日本経済新聞に掲載とする。 なお、電子公告は当会社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 <a href="https://www.vlcholdings.com/">https://www.vlcholdings.com/</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、並びに株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利以外の権利を有していません。

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類  
事業年度 第28期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）  
2022年6月30日関東財務局長に提出
- (2) 確認書  
事業年度 第28期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）の有価証券報告書に係る確認書  
2022年6月30日関東財務局長に提出
- (3) 内部統制報告書及びその添付書類  
2022年6月30日関東財務局長に提出
- (4) 四半期報告書及び確認書  
第29期第1四半期（自 2022年4月1日 至 2022年6月30日） 2022年8月15日関東財務局長に提出  
第29期第2四半期（自 2022年7月1日 至 2022年9月30日） 2022年11月14日関東財務局長に提出  
第29期第3四半期（自 2022年10月1日 至 2022年12月31日） 2023年2月14日関東財務局長に提出
- (5) 臨時報告書  
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づく臨時報告書  
2022年5月31日関東財務局長に提出  
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく臨時報告書  
2022年5月31日関東財務局長に提出  
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書  
2022年6月14日関東財務局長に提出  
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書  
2022年7月1日関東財務局長に提出  
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書  
2023年3月27日関東財務局長に提出  
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書  
2023年6月30日関東財務局長に提出
- (6) 有価証券届出書及びその添付書類  
第三者割当てによる新株式及び新株予約権の発行  
2022年6月14日関東財務局長に提出

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2023年6月30日

株式会社バルクホールディングス

取締役会 御中

K D A 監査法人  
東京都中央区

指定社員 公認会計士 佐佐木 敬昌  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 毛利 優  
業務執行社員

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社バルクホールディングスの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社バルクホールディングス及び連結子会社の2023年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象（自己株式の取得）に記載のとおり、会社は2023年6月27日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得に係る事項について決議した旨の記載がある。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

のれんの減損の兆候に関する判断の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定内容	監査上の対応
<p>会社は2023年3月31日現在、連結財務諸表の連結貸借対照表において、のれん23,730千円を計上している。</p> <p>会社は、注記事項「(重要な会計上の見積り)のれんの評価」に記載のとおり、のれんについて、その効果の発現する期間を見積り、当該期間で償却している。</p> <p>会社は、減損の兆候があると認められる場合には、減損損失の認識の要否を判定し、その結果減損の認識が必要と判定された場合は帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額を減損損失として計上することとしている。</p> <p>会社は、当連結会計年度では、のれんについて、減損の兆候は認められないと判断している。</p> <p>また、翌連結会計年度の業績の見積りは、事業計画を基礎として検討されるが、当該見積りに関連する業界の環境等の見通し等は、経営者による主観的な判断に大きく依存し不確実性が高い。</p> <p>以上により、当監査法人は、のれんの減損の兆候に関する判断の妥当性が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、のれんの減損の兆候に関する判断の妥当性等を検討するため、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画の内容及び前提条件について経営者に質問した。</li> <li>・のれん評価時の事業計画と実績を比較し、営業利益(実績)が計画を上回っていることを確認した。</li> <li>・来期の事業計画を検証し、営業利益が十分に確保されていることを確認した。</li> <li>・経営者と面談し、来期以降の経営見通しや経営悪化等の兆候がないかを確認した。</li> </ul>

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### < 内部統制監査 >

##### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社バルクホールディングスの2023年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社バルクホールディングスが2023年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

##### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

##### 内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

##### 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。

- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。

・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
- 2 X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2023年6月30日

株式会社バルクホールディングス

取締役会 御中

K D A 監査法人  
東京都中央区

指定社員 公認会計士 佐佐木 敬昌  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 毛利 優  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社バルクホールディングスの2022年4月1日から2023年3月31日までの第29期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社バルクホールディングスの2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象（自己株式の取得）に記載のとおり、会社は2023年6月27日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得に係る事項について決議した旨の記載がある。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

関係会社に対する貸付金の回収可能性の検討	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定内容	監査上の対応
<p>会社は2023年3月31日現在、関係会社長期貸付金1,043,051千円、関係会社長期未収入金38,901千円、貸倒引当金910,335千円を計上している。</p> <p>この貸倒引当金は連結子会社のうち1社に対するものであり、注記事項「(重要な会計上の見積り)関係会社に対する貸付金等の評価」に記載のとおり、貸付先の財政状態、返済計画に基づき、回収可能性を十分に検討し、回収不能な額を計上している。</p> <p>会社は主要な連結子会社を2023年3月末で5社保有しており、連結子会社に対する投融資も每期継続的に行われている。連結子会社の経営状況は、コロナ不況下の日本国内のみならず世界各地の市況動向や経済動向といった外部環境の影響を受けやすい傾向にあり、より不確実性を伴うため、当監査法人は当該事項を「監査上の主要な検討事項」に相当する事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、株式会社バルクホールディングスの関係会社の貸付金の回収可能性に関する判断の妥当性を確認するために、同社が構築した貸倒引当金の計上に関連する内部統制の整備・運用状況の有効性を評価した上で、同社の判断に対して、以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係会社の貸付金の回収可能性の妥当性、特に近い将来に経営環境に著しい変化が見込まれるかどうかに関する検討と経営者との討議。</li> <li>・各社の決算状況の内容の確認と検討。</li> <li>・各社の事業計画の検討と経営者との討議。</li> </ul>

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
- 2 X B R L データは監査の対象には含まれていません。